

令和 4 年度 認証評価

武蔵野短期大学 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書.....	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	13
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	17
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	17
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	21
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	26
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	31
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	31
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	42
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	53
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源].....	53
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	60
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	63
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	65
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	72
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	72
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	75
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	77
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、武蔵野短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 25 日

理事長

高橋 暢雄

学長

高橋 暢雄

ALO

伴 好彦

武蔵野短期大学

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

明治 45 年	<u>東京都日本橋に大橋幼稚園を開設</u>
<u>大正 9 年 3 月 9 日</u>	<u>大橋家政女学校、同幼稚園を開設</u>
<u>大正 11 年 9 月 6 日</u>	<u>東京都北区西ヶ原に武蔵野高等女学校を設立</u> <u>大橋家政女学校を武蔵野家政女学校と改称</u>
<u>昭和 17 年 5 月 14 日</u>	<u>財団法人武蔵野高等女学校と改称</u>
<u>昭和 23 年 4 月 1 日</u>	<u>武蔵野中学校、武蔵野高等学校と改称</u>
<u>昭和 26 年 3 月 9 日</u>	<u>学校法人とする</u>
<u>平成 4 年 10 月 13 日</u>	<u>武蔵野学院創立 70 周年祭举行</u>
<u>平成 14 年 6 月 25 日</u>	<u>武蔵野学院創立 80 周年祭举行</u>
<u>平成 15 年 11 月 27 日</u>	<u>武蔵野学院大学設置認可</u>
<u>平成 16 年 4 月 1 日</u>	<u>武蔵野学院大学開学</u>
<u>平成 19 年 4 月 1 日</u>	<u>武蔵野学院大学大学院（修士課程）開学</u>
<u>平成 23 年 4 月 1 日</u>	<u>武蔵野学院大学大学院日中コミュニケーション専攻博士後期課程開学</u>
<u>平成 24 年 6 月 26 日</u>	<u>武蔵野学院創立 100 周年祭举行</u>
<u>平成 29 年 4 月 1 日</u>	<u>武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション専攻博士後期課程開学</u>

<短期大学の沿革>

<u>昭和 56 年 1 月 16 日</u>	<u>武蔵野短期大学設置認可</u>
<u>昭和 56 年 4 月 1 日</u>	<u>武蔵野短期大学開学</u>
<u>昭和 56 年 4 月 8 日</u>	<u>武蔵野短期大学（幼児教育学科）開学式举行</u>
<u>昭和 57 年 4 月 1 日</u>	<u>武蔵野短期大学附属幼稚園開園</u>
<u>昭和 58 年 2 月 14 日</u>	<u>保母養成所指定認可</u>
<u>平成 2 年 12 月 21 日</u>	<u>武蔵野短期大学国際教養学科設置認可</u>
<u>平成 3 年 4 月 1 日</u>	<u>武蔵野短期大学国際教養学科開学</u>
<u>平成 6 年 9 月 26 日</u>	<u>武蔵野短期大学図書館竣工</u>
<u>平成 12 年 5 月 20 日</u>	<u>武蔵野短期大学体育館竣工</u>
<u>平成 17 年 3 月 31 日</u>	<u>武蔵野短期大学国際教養学科廃止</u>
<u>平成 30 年 4 月 1 日</u>	<u>武蔵野短期大学附属保育園設置</u>
<u>平成 31/令和元年 9 月 1 日</u>	<u>高橋暢雄先生 学長に就任</u>

武蔵野短期大学

(2)学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和4(2022)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
武蔵野短期大学	埼玉県狭山市広瀬台 3-26-1	100	200	137
武蔵野学院大学大学院	埼玉県狭山市広瀬台 3-26-1	13	29	12
武蔵野学院大学	埼玉県狭山市広瀬台 3-26-1	120	510	431
武蔵野高等学校	東京都北区西ヶ原 4-56-20	400	1200	695
武蔵野中学校	東京都北区西ヶ原 4-56-20	120	360	86
武蔵野短期大学附属幼稚園	埼玉県狭山市上広瀬 1110	60	175	139

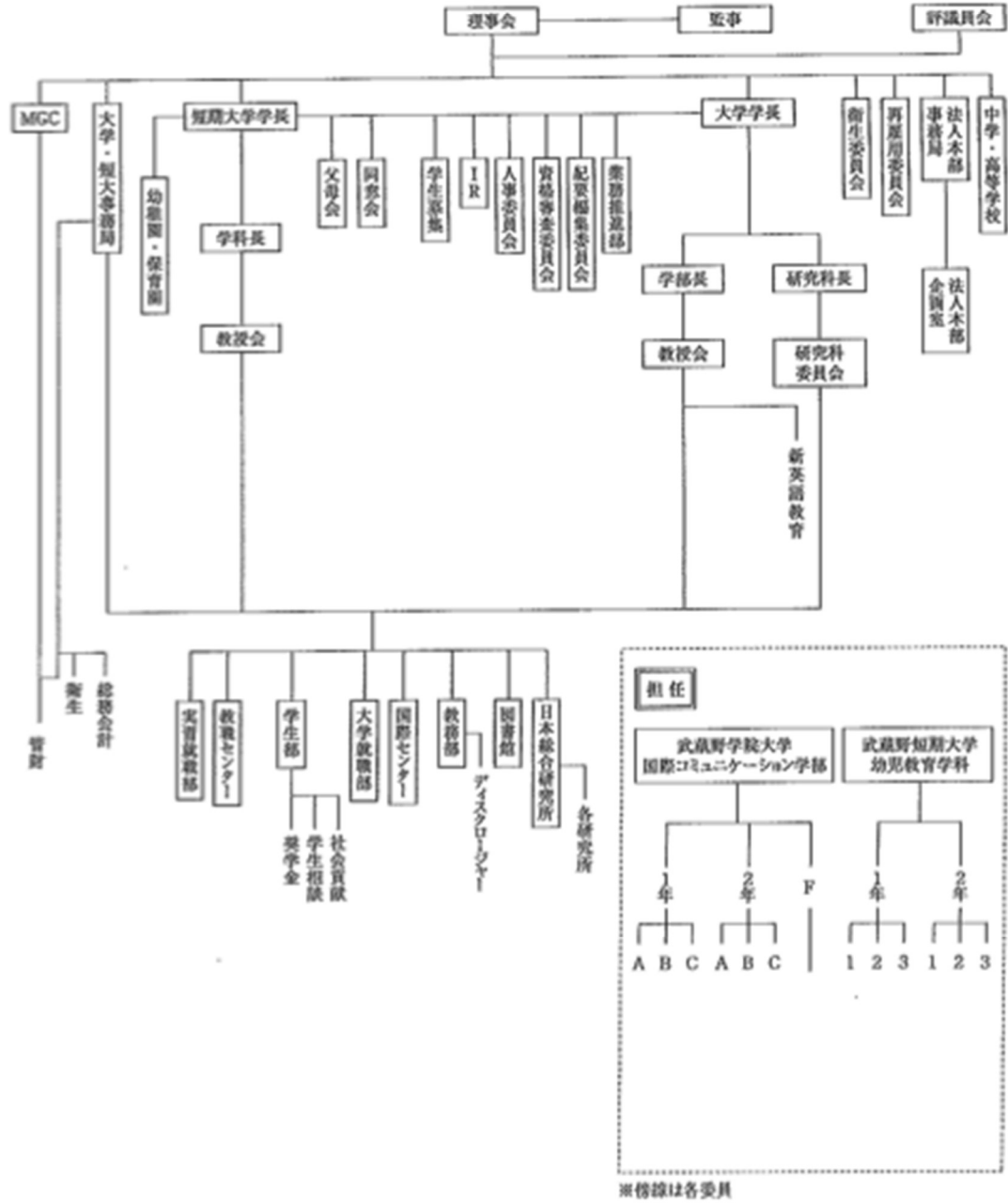
※教育機関とは別に福祉施設として武蔵野短期大学附属保育園を有する

(3)学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和4(2022)年5月1日現在

IV 組織・機構

1. 組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態 (短期大学の立地する周辺地域の趨勢)

武蔵野短期大学

武蔵野短期大学は埼玉県西部の狭山市に位置している。埼玉県の推計人口は令和3(2021)年5月1日現在、7,347,932人である。人口は年々増加しており、本学が開学した1980年頃の542万人からおよそ1.35倍に増加し、その増加傾向は続いている。

一方で狭山市の人口は2021年5月1日現在、149,751人である。狭山市は、昭和29(1954)年に1町5カ所村が合併し県下15番目の市となり、平成7(1995)年頃まで人口増加を続けたが、およそ16万人をピークに人口減少の傾向は続いている。

単位(人)

地域	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
狭山市	152,699	151,947	151,200	150,358	149,751
所沢市	344,103	344,435	344,252	344,460	344,049
川越市	352,093	352,756	353,351	353,619	353,628
入間市	148,774	148,556	148,173	147,451	146,622
日高市	23,615	23,903	24,076	24,236	24,375

■ 学生の入学動向:学生の出身地別人数及び割合(下表)

平成30(2018)年度まで入学定員100名を確保していたが、平成31/令和元(2019)年度以降、定員を満たすことが出来ていない状況にある。

地域	平成29 (2017) 年度		平成30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
埼玉県	87	83.7	79	79.0	73	79.3	68	82.9	60	75.9
東京都	16	15.4	18	18.0	17	18.5	13	15.9	18	22.8
秋田県	0	0.0	1	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
栃木県	0	0.0	1	1.0	1	1.1	1	1.2	0	0.0
群馬県	0	0.0	0	0.0	1	1.1	0	0.0	0	0.0
その他	1	0.0	1	1.0	0	0.0	0	0.0	1	1.3
合計	104	100.0	100	100.0	92	100.0	82	100.0	79	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。

- 認証評価を受ける前年度の令和3(2021)年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

狭山市は、第4次狭山市総合計画（前期基本計画：平成28年度～令和2年度、後期基本計画：令和3年度～令和7年度）のなかで「緑と健康で豊かな文化都市」を将来像として掲げている。それを実現するための基本理念として「環境と共生するまちづくり」「だれもが幸せに生き生きと暮らせるまちづくり」「快適な都市空間と活力ある産業が創出する活気のあるまちづくり」「学びと創造により培われた人を育む心豊かなまちづくり」「人と人のつながりを大切にする安全・安心なまちづくり」を挙げている。教育文化関連では「人を育み文化を創造するまちをめざして」をテーマとして「生涯学習の促進」「学校教育の充実」「家庭や地域との連携」等に関連した施策を充実させようとしている。後期基本計画「仕事と子育ての両立支援」においては、待機児童解消への取り組みや多様化する保育ニーズへの量的な対応だけでなく、保護者への支援や地域の子育て支援を行うための専門知識やノウハウの充実といった質的な対応、環境整備が課題とされている。

こうした市の施策について本学では、副学長が狭山市の振興計画審議会委員（平成28(2016)年4月～）、社会教育委員（平成28(2016)年5月～）、子ども・子育て会議委員（平成25(2013)年4月～）、教育振興基本計画策定市民検討委員会委員（令和3(2021)年4月～）を、その他教員が狭山市社会福祉審議会委員（平成20(2012)年4月～）、狭山市いじめ問題審議・調査委員会委員（平成27(2015)年4月～）、狭山市就学支援委員会委員（平成29(2017)年4月～）、狭山市スポーツ推進審議会委員（平成26(2014)年4月～令和2(2020)年3月）、狭山市健康づくり審議会委員（令和2(2020)年3月～）を務めるなど、地域の状況やニーズに応えるよう努めている。

幼稚園教諭、保育士を養成する教育機関として、また狭山市内に武蔵野短期大学附属幼稚園・保育園を運営する母体として、本学の教育目的および養成する人材像は、狭山市の子育て支援の政策と一致している。教育と保育を一体化させるため、幼稚園教諭と保育士の2つの免許・資格を取得する人材を輩出することは、地域社会のニーズに応えるものである。

本学附属幼稚園も平成27(2015)年度より本格的に預かり保育事業を開始し、平成30(2018)年4月には附属保育園を開園しており、地元狭山市の重点施策に沿った対応を行っている。さらに本学学生が地域の保育所、幼稚園からのボランティア要請に応じたり、本学教員が入曽地区子育て支援拠点を考えるワークショップのファシリテータ、水富保育所研究発表会の講師を務めたりするなど、大学として地域のニーズにできているところである。

■ 地域社会の産業の状況

狭山市は入間市、所沢市とともに狭山茶の産地として古くから有名である。昭和30(1955)年には就業者の45.4%が第一次産業に従事しており、農業が根幹産業であったが、昭和37(1962)年以降に川越・狭山工業団地、また上広瀬・柏原地区の狭山工業団地が造成され、自動車製造業をはじめ食品製造業、印刷業等の大企業が操業し、県内有数の工業都市へと変貌を遂げた。近年はベッドタウン化により、サービス業などの第三次産業が増えている。

武蔵野短期大学

国勢調査によれば、狭山市の産業部門別就業者の割合は、平成 22 年(2010)に第 1 次産業 1.6%、第 2 次産業 24.8%、第 3 次産業 66.6%だったものが、平成 27 (2015) 年度には第 1 次産業が 1.9%、第 2 次産業が 23.6%、第 3 次産業が 74.5%となっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5)課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマC 自己点検・評価] ○ 自己点検・評価の責任組織である自己点検・評価委員会のリーダーシップの下、教職員全体の共通理解と意識向上に一層努めることが望まれる。また、自己点検・評価報告書は前回の第三者評価時以降公表されていないので、定期的に公表することが望まれる。
(b) 対策
教員の科目毎や各部署の自己点検・自己評価として、半期毎に点検・評価を実施しディスクロージャーがとりまとめている。平成 30 年度から教務システムの導入により、自己点検・自己評価についてもシステムに合わせて実施するようになった。定期的な自己点検・評価報告書の公表については、前回の指摘を受け、認証評価ごとではなく、その中間的な時期に独自の自己点検・評価をおこない、ホームページに報告書を公表することとした。自己点検・評価委員会のリーダーシップのもと、ディスクロージャーが中心となり、定期的な自己点検・評価の方法を模索している。
(c) 成果
自己点検・評価報告書の公表を前提としたとりまとめを行うことで、各部署や教員の意識共有ができ、単にデータを蓄積するだけではなく定期的な見直しにつなげられることが期待できる。令和元(2019)年度および令和 2(2020)年度に自己点検・評価報告書を作成し大学ホームページに公表した。
(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマB 学生支援] ○ 当該短期大学独自の「奨学金給付規程」はあるが、運用されていない。学業成績や経済的困窮等を考慮して運用されることが望ましい。 ○ 卒業生の進路先からの評価聴取について、就職部が訪問時にヒアリングを行っているが、聴取内容がどのように記録され、学習成果の点検にどのように活用されているか、不明である。担当者による質問の統一性やその後の点検等を考慮した場合、アンケート等による書面調査が望ましい。
(b) 対策 奨学金については「奨学金給付規程」「奨学金給付内規」「入学金等の一部減免規程」「入学金等の一部減免に関する内規」の見直しを行い、実情に合わせて運用されるように検討を行った。高等教育の修学支援新制度の対象校としての認定も受け、本制度の運用についても奨学金窓口が対応を行っている。さらに令和3(2021)年度には、就学支援の充実化のために上記規程及び内規の統廃合を行い、より広く柔軟な奨学金制度の運用を可能とした。 進路先からの評価聴取については指摘された事項を共有した上で、実習訪問指導の際の記録票の内容を見直すなどの改善をおこなった。しかし、ヒアリングの際の質問の統一性やその成果の活用につながっていなかったため、統計的な調査を実施するという検討が開始され、令和3(2021)年度からWeb調査を実施することとした。
(c) 成果 奨学金について、入学者選抜やGPA制度を活用しながら運用を行った結果、令和元(2019)年度には1年生5名2年生2名が入学金等の一部減免や奨学金給付の対象となった。また令和2(2020)年度にも、教授会の議を経て2名が入学金等の一部減免、2名が奨学金給付を、令和3(2021)年度(規程の変更により令和4(2022)年4月1日教授会にて審議)には、5名が奨学金給付を受けている。 実習訪問指導や園訪問の機会を活用しての、卒業進路先におけるヒアリングの結果を記録する様式を整えたために、記録の蓄積や情報の共有がしやすくなり、進路指導に活用できるようになった。令和3(2021)年度より、進路先(就職先)からの評価聴取を開始した。現状では、統計的な分析をおこなうだけの回答数が得られていないため、分析には至っていない。
(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマD 財的資源] ○ 学校法人全体に余裕資金はあるものの、学校法人全体、短期大学部門共に帰属収支は過去3年間支出超過の状態が続いており、財務の健全性を図る視点から適切な財務分析を行って課題を明らかにし、今後、財務(改善)計画の策定が望まれる。
(b) 対策 平成30(2018)年度の決算では、経常収支差額で約1億2500万円の赤字、基本金組入前当年度収支差額で約9200万円の赤字となっている。指摘されたように、適切な財務分析や把握が不十分である現状を省みて、令和2(2020)年度に5カ年の中長期計画を策定して数値目標を掲げることとした。また、法人全体においての施設管理において「武蔵野学院キャンパス委員会」を設置し、修繕の必要な施設の優先順位をつけて、財務状況に鑑み、優先順位の高いものから修繕を行っている。
(c) 成果

中長期計画策定によって、学院の財務状況等を正確に把握し、分析する素地が整った。その上で数値目標を含めた計画を教職員に周知し、令和 2(2020)年度より財務基盤を強化するために財務状況や外部資金獲得への意識を学院全体で高めていき、適正な財務改善計画に沿って業務に当たることとなる。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
○ 学生にとって、学習をすすめる際の目標や成績評価の方法・基準といったものが、明確になっていなかった。 ○ カリキュラム・ポリシーの達成状況を測定・評価する方法が明確でなかった。 ○ ディプロマ・ポリシーの成果を確認するためのステークホルダー調査の方法が不十分であった。 ○ 学内の情報集積、情報分析をおこなう部署が不明確であった。
(b) 対策
開講科目毎に成績評価の項目、評価の着眼点を示した「学習ルーブリック」を作成し、シラバスから確認可能とした(令和元(2019)年度～)。令和 2(2020)年度には、学習ルーブリック作成のためのハンドブックの見直しを行っている。学習ルーブリックの活用を促進するために、教科毎の学習達成状況を学生が自己評価する「学習ルーブリック調査」を令和 3(2021)年度前期に 8 教科で試験実施した。 カリキュラム・ポリシーをルーブリック形式で 5 段階評価できるようにした「カリキュラム・ポリシーのルーブリック」を作成し、学生の自己評価を実施した(令和 2(2020)年度～)。 ステークホルダー調査として、卒業生調査を計画し試験実施した(令和 2(2020)年 12 月)。調査の試験実施にあたっては、その内容や調査方法、今後の取り組みについて武蔵野学院大学日本総合研究所に共同研究グループを設けて、検討を行った。 「IR 委員会」という部署を令和 3(2021)年度より新設し、活動を開始した。
(c) 成果
シラバスから全開講科目において学習ルーブリックが確認可能となっている。作成のためのハンドブックの見直しにより、学習ルーブリックの意義やシラバスとの連動性等への理解が深まっている。令和 3 年度からの学習ルーブリック活用の試験実施により、学生にも学習ルーブリックの役割と活用の方法が認識され、自己評価をすることで自身の学習状況の認識と成績評価の基準を意識した学習目標の設定等が可能となった。 カリキュラム・ポリシーのルーブリック学生による自己評価を、毎期末に行い、その結果はディスクロージャーより学科 FD 共有されることで、カリキュラム・ポリシーが機能しているか、実情から乖離していないか等の検討につながっている。 ステークホルダー調査や学内の情報を収集・集積して分析する取り組みは、検討や準備を経てようやく始まったばかりであり、現在は情報の収集や集積の段階にとどまっており、未だ分析等による十分な効果が得られたとは言い難く、今後さらなる取り組みが必要である。 学内の情報を把握・分析し改善計画を提案できるよう、令和 3(2021)年度より新設された IR 委員会の業務を充実させていく必要がある。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応(「早急に改善を要すると判断される事項」)
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況(令和3(2021)年度)

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、体制を整備している。公的研究費の管理・運営を適正に行うために、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を学科長、コンプライアンス推進責任者を事務局長と定めている。「武蔵野短期大学 科学研究費等の運営・管理に関する規程」によって、公的研究費を適正かつ有効に活用するための責任体制、不正防止計画、相談及び通報窓口、モニタリング及び監査等について定めている。

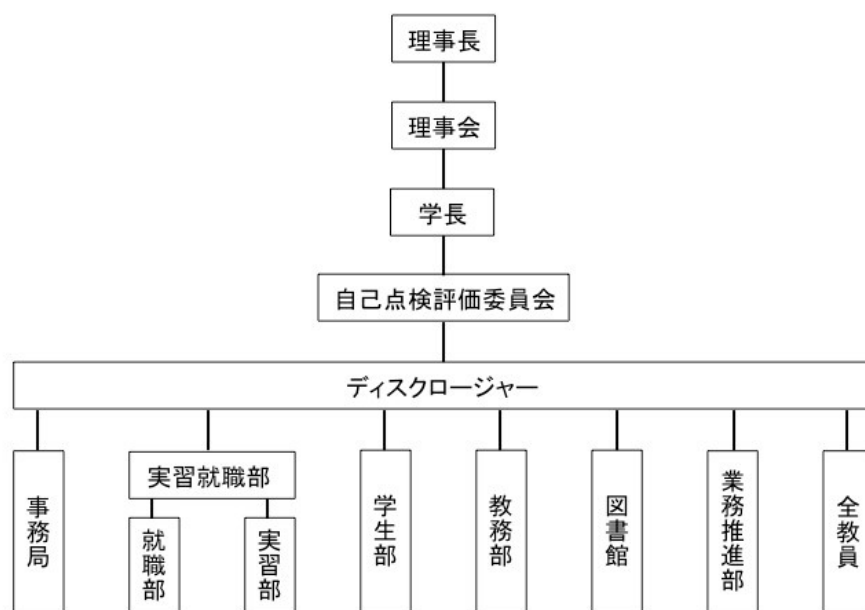
公的研究費に関わる不正を防止し、適正な管理を促進するための意識向上を目的として、研究費受給者全員を対象に教育・研修への参加を義務付けている。都合により研修に参加できなかった場合には、研修を記録したデジタルメディア等の視聴を義務づけるなど、理解の徹底を図っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)

職位等	役 職	氏 名
委員長	学長	高橋暢雄
教授	副学長、学科長	野村和
教授	教務部長（武蔵野学院大学教務部長兼務）	成瀬雄一
	学生部長（武蔵野学院大学学生部長兼務）	榎本努
教授	実習就職部長（実習部長）	小山みずえ
教授	実習就職部副部長（就職部長）	小山一馬
武蔵野学院大学教授	業務推進部長（武蔵野学院大学業務推進部長兼務）	久保田哲
武蔵野学院大学教授	図書館長（武蔵野学院大学図書館長兼務）	阿久澤忠
	事務局長（武蔵野学院大学事務局長兼務）	石川桃
准教授	教務副部長（武蔵野学院大学教務副部長兼務） ディスクロージャー	八木浩雄
准教授	ディスクロージャー	伴好彦

■ 自己点検・評価の組織図(規程は提出資料)



■ 組織が機能していることの記述(根拠を基に)

本学では自己点検業務を推進する担当部署として、教務部に「ディスクロージャー」を設置している。各部署の自己点検は1年ごとに、全教員による担当科目の自己点検については科目の成績評価案提出時に行っているため、半期ごとのものと1年ごとのものがある。教育、研究、財務に関するデータを収集及び分析し、大学運営の意志決定を支援することを目的に活動を開始した。データ収集および分析については、新たに令和3(2021)年4月よりIR委員会を立ちあげた。

平成26(2014)年度からは各部署の自己点検に加え、「紀要編集委員会」「ディスクロージャー」「学長」「学科長」および全教員から提出された「自己点検・評価表」をディスクロージャーがとりまとめ、保管している。自己点検・評価表の内容は、教務部長が自己点検・自己評価委員会（自己点検及び評価規程第4条により組織される）へ報告している。問題並びに次年度の課題については、各年度末に開催する合同科会（併設校 武蔵野学院大学と共同）並びにその後のFD科会を平成30(2018)年3月7日、平成31/令和元・(2019)年3月6日、令和2(2020)年3月3日に開催しており、全教員に共有するようにしている。

本学の教育研究水準の向上を図り、本学の意図する目的と使命を達成するために組織した「自己点検・自己評価委員会」は、教育研究活動ならびに管理運営についての点検を実施している。2022年度の認証評価に向けての自己点検・評価については、「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画」（令和2(2020)・4月～令和7(2025)・3月）に基づき課題の解決と計画に合わせた自己点検・自己評価での情報収集点の見直しを進めている。

「学習成果の可視化」を目的とした活動としては、開講科目毎に成績評価の評価項目や評価の着眼点を示した「学習ルーブリック」を平成31/令和元(2019)年4月から運用開始した。学習ルーブリックは各科目のシラバスから確認可能となっており、学生が到達目標およびその評価の基準を確認して自身の学習に活かすことができる。学習ルーブリックの授業科目における実質的活用については、「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画」においても、その実施と数値目標を掲げており、令和3(2021)年度よりディスクロージャーの主導により、試験的に開始されている。

更に、カリキュラム・ポリシー全体の成果を測定・評価するため「カリキュラム・ポリシーのルーブリック」を令和2(2020)年度から運用開始し、学生の自己評価に用いている。個々の科目それぞれの学習成果が総合的に積み上がり形成されるカリキュラム・ポリシー全体の成果やディプロマ・ポリシーの成果を測定、総合的なふりかえりに活かしている。またステークホルダー（利害関係者）調査として「むさしの卒業生アンケートを2020年12月に（隔年で継続予定）、就職部と協力し就職先に対する調査（むさしの就職先アンケート）を令和3(2021)年11月に実施した（継続実施の予定）。今後は調査結果を分析しつつ、実施方法等を精査しながら進めていく予定である。

本学の独自の自己点検制度として、規程に基づく自己点検・自己評価とは別に、法人本部主導による全専任教職員を対象とした「チャレンジシート」を提出し、PDCAサイクルに基づき、本年度の教育研究及び業務成果と次年度への取り組みについてヒアリングが実施されている。教員については学科長、部長（教授代表者）と、職員については事務局長及び事務局次長等と面談を実施している。教員のチャレンジシートについては学科長から学長へ、学長から理事長へ提出される。職員のチャレンジシートについては事務局長等から本部企画室へ提出される。組織的な改革・改善は現在、このチャレンジシートの機能が有効となっており、自己点検・評価規程に基づく組織的な改革・改善との連携を深めていきたい。

武蔵野短期大学

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録(自己点検・評価を行った令和3(2021)年度を中心に)

年月日	主な内容等
平成29年8月25日	短期大学基準協会主催 ALO対象説明会に出席し第3評価期間に関する情報収集
平成29年8月31日	「第3評価期間に関するALO対象説明会について(8/25)」にて会議の内容を自己点検・評価委員会へ書類報告
平成30年1月10日～	武蔵野学院「チャレンジシート」の提出及び学長・学科長との面談。事務スタッフは事務局長・事務局次長との面談。
平成30年6月14日	埼玉県主催 指定保育士養成施設事務連絡会議に出席し情報収集
平成30年6月16日	「平成30年度指定保育士養成施設事務連絡会議について」にて画意義の内容を自己点検・評価委員会へ書類報告
平成30年8月24日	短期大学基準協会主催 平成31年度認証評価ALO対象説明会に出席し情報収集
平成30年8月30日	「第3評価期間に関するALO対象説明会について(8/24)」にて会議の内容を自己点検・評価委員会へ書類報告
平成31年1月9日～	武蔵野学院「チャレンジシート」の提出及び学長・学科長との面談。事務スタッフは事務局長・事務局次長との面談。
平成31年4月1日	平成31年度自己点検・評価を含む、第3評価期間認証評価に向けたスケジュール説明(幼児教育学科科会、自己点検・評価委員会)
平成31年4月17日	平成31年度自己点検・評価報告書作成に関する、自己点検・評価委員会
令和元年8月26日	短期大学基準協会主催 認証評価ALO対象説明会に出席し第3評価期間に関する情報収集
令和元年9月30日	平成31年(令和元年)度自己点検・評価報告書 原稿集積
令和元年12月4日	3つのポリシー改訂に関する教授会の開催および決定
令和2年1月15日～	武蔵野学院「チャレンジシート」の提出及び学科長・各部部長との面談。事務スタッフは事務局長・事務局次長との面談。
令和2年2月29日	自己点検・評価報告書の内容について意見交換および修正
令和2年3月31日	自己点検・評価報告書および資料の最終チェック 大学ホームページに公開
令和2年7月～	カリキュラム・ポリシーのルーブリックの運用開始 各学期末のキャリアガイダンス授業にて学生自己評価を実施
令和2年9月30日	令和2年度自己点検・評価報告書 原稿集積
令和2年12月2日～	「むさしの卒業生アンケート」の試験実施
令和2年3月26日	学校法人武蔵野学院第一次五カ年計画 決定

武蔵野短期大学

令和3年1月18日～	武蔵野学院「チャレンジシート」の提出及び学科長・各部部長との面談。事務スタッフは事務局長・事務局次長との面談。
令和3年3月24日	アセスメントポリシー改訂に関する教授会の開催および決定
令和3年4月3日	IR委員会 第1回打ち合わせ会議 認証評価に向けた準備について、状況報告および意見交換
令和3年4月28日	カリキュラム変更に関する教授会開催
令和3年5月26日	「カリキュラム・ポリシーのルーブリックを用いた学生自己評価について2」FD科会にて調査結果の概要を学科で共有
令和3年7月	学習評価ルーブリックを用いた学生自己評価の試用開始 (数科目の授業において試験的に実施)
令和3年7月13日	「むさしの卒業生アンケート2020【結果】」について、武蔵野学院大学日本総合研究所、人間理解（教育、福祉）グループにて今後の分析等に関する検討会議
令和3年8月27日	大学・短期大学基準協会主催 令和4年度認証評価ALO対象説明会（オンライン開催）に出席し情報収集
令和3年9月29日	「第3評価期間に関するALO対象説明会(8/27)について」FD科会にて会議の内容を学科で共有
令和3年11月1日～	「むさしの就職先アンケート」の試験実施
令和4年1月22日	「学習評価ルーブリックを用いた学生自己評価【結果】について」FD科会にて調査結果を学科で共有
令和4年1月11日～	武蔵野学院「チャレンジシート」の提出及び学科長・各部部長との面談。事務スタッフは事務局長・事務局次長との面談。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

- 提出資料 1. 学生便覧[令和 3 (2021) 年度]p. 3-4, p. 88)
- 提出資料 2. 短期大学案内 (令和 3 (2021) 年度入学者用) (令和 4 (2022) 年度入学者用)
- 提出資料 3. 武蔵野短期大学公式ホームページ

- 備付資料 1. 学校間連携協定書
- 備付資料 2. 模擬授業動画 (公式ホームページ)
- 備付資料 3. 教員免許状更新講習について (公式ホームページ)
- 備付資料 4. 武蔵野短期大学と狭山市との連携に関する基本協定書
- 備付資料 5. こども大学さやま (公式ホームページ)

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

武蔵野短期大学は「他者理解」を建学の精神として掲げている。「教育基本法・学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従い、建学の精神『他者理解』に基づき、人間として真に自覚のある女性を育成すること（武蔵野短期大学学則第 1 条）」を教育目的としている。少子高齢社会の中で教育や福祉への関心が高まっている現代において、教育や福祉を社会と関連付けてとらえる力を有し、国際感覚などの現代的感覚をもった女性が求められている。本学では、自分の目で状況を認識し、自身で判断ができ、自らの行動を律することができる「自覚ある女性」、そして時代の要請に応えられる専門的知識と技術を身に付けた保育者の育成を目指し、建学の精神「他者理解」をその基盤とすることで、「法律に定める学校は、公の性質を有するもの（教育基本法第 6 条）」や「自主性を重んじ、公共性を高める（私立学校法第 1 条）」とある「公共性」を担保している。

本学幼児教育学科では、建学の精神及び本学の目的に基づき以下の 4 点を目的としている。

武蔵野短期大学

- 1 広い視野に立ち、自己の人生に深く思いを巡らし、人間として真に自覚のある女性を養成すること。
- 2 幼児教育者・保育者としての深い愛情と使命感を持ち、信念を持って教育に当たる幼稚園教諭・保育士の養成をすること。
- 3 知的学習と実践的学習の調和・統合の上に自ら学習し体験したものを幼稚園教諭・保育士として効果的に発揮できるような実践的・実際的教育を重視すること。
- 4 創意と工夫により幼児教育者・保育者としての職務を現場で十分に達成できるよう基礎的な研究能力と積極的な研究態度を身に付けさせること。

(武蔵野短期大学学則 第4条)

この4点を踏まえて平成31/令和元(2019)年度には、いわゆる3つの方針の見直しをおこない令和3年度入学者より適用した。この3つの方針も、「他者理解」の精神を落とし込んだものとなっている。建学の精神の学内外への表明については、入学式における学長式辞をはじめ、年度当初のオリエンテーション期間における学科長講話、教務部説明、「キャリア・ガイダンス」等を通じて、建学の精神に基づく教育方針や養成する人材像を学生に示している。また全学生配布の学生便覧(提出-1)に掲載を行っているほか、学内各所に「他者理解」の文言を額に入れて常設掲示している。対外的にも、短期大学案内(提出-2)等の発行物、武蔵野短期大学公式ホームページ(提出-3)に掲載を行っている。

本学では全専任教員が入学式・学位授与式に出席し、学長式辞を通して建学の精神の意味を共有するだけでなく、年度当初の教授会、合同科会、FD科会、SDでもとりあげ、日々の活動に建学の精神が反映されたものとなるように確認がなされている。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

地域とともにある短期大学として、地域社会に向けた公開講座、社会人入試制度、科目等履修制度及び教員免許状更新講習(令和4(2022)年度より解消)を実施しているほか、教職員や学生のボランティア活動を支援するなど、生涯学習の機会の提供とコロナ禍における活動の在り方について模索・検討を続けている。

公開講座は10年以上の実績を持つ。近年では大学祭期間中の開催とすることで、地域と大学との心的距離を縮め、知的好奇心の充足と学生の学習活動への理解を深めるよう図ってきたところである。コロナ禍の影響により大学祭が令和2(2020)年度は中止、令和3(2021)年度は来場者なしの縮

武蔵野短期大学

小で実施となったため、公開講座も2年の間、開講を見送ることとなった。その間は本学ホームページで模擬授業動画（備付-2）を公開し、近隣地域の学習ニーズに寄与できるよう努めてきた。

また教員免許状更新講習は、例年8月中旬の5日間開催しており、地域の教職課程を有する高等教育機関としての使命を果たしている（備付-3）。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となったが、令和3(2021)年度は受講人数を限定する等の感染対策を徹底した上で、対面での講習開催を実現することができた。

平成15(2003)年度より、複数の高等学校と学校間連携協定書（備付-1）を取り交わし、「コラボレーション講座」を実施している。現在、県立狭山緑陽高校、県立飯能高等学校、県立川越工業高等学校、県立秩父農工科学高等学校、私立日々輝学園高等学校東京校、県立鶴ヶ島清風高等学校、県立川越初雁高等学校に加え、令和3(2021)年度からは近隣の高校からも希望があれば生徒の受け入れを可能にしている。近年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響から令和2(2020)年度は中止となってしまったが、令和3(2021)年度には感染対策を徹底し規模を縮小しながら、対面での講座実施を実現した。

地域社会の行政機関、学外団体等とも様々な連携交流活動を行っている。平成28(2016)年に武蔵野短期大学と狭山市との連携に関する基本協定書（備付-4）をとりかわし、狭山市魅力づくり事業などに学生が参加して意見を述べるなど積極的に交流事業に係わっている。平成29(2017)年度には「さやまスイーツフェス」の開催・運営に学生が携わり、狭山市の魅力と狭山茶を使ったスイーツのイベントにアイデアを提供し、スタッフとして参加した。また「入間航空祭パークアンドランド」の基点として敷地開放も行っている。

平成25(2013)年度に開設した「子ども大学さやま」は狭山市、飯能信用金庫、武蔵野学院大学との共催（備付-5）で、市内の小学4～6年生を対照に実施を継続している。令和2(2020)年度はコロナ禍のため中止となったが、令和3(2021)年度は規模を縮小して対面式で開催した。本事業においては、大学のキャンパス内で、小学校では学べないようなことを大学教員等の専門家が分かり易く教えることを目標としている。ものごとの原理や仕組みを追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」について学ぶとともに、地元の企業や施設への理解・関心を深める意図のもと、学外見学講座を設けている。

教職員や学生も地域貢献活動を行っている。教員は地域からの要請にこたえ、各種委員会や協議会に委員として参加し地域行政等に協力している。学生は、ボランティア部・こども文化部・こども音楽部 MPEC 等のクラブ活動や、個人で地域のボランティア活動等に積極的に取り組んでいる。令和2(2020)年度はコロナ禍により遠隔授業となったため、クラブ活動も休止を余儀なくされたが、令和3(2021)年度に活動を再開し、こども音楽部とこども文化部の共演でパネルシアターを動画撮影した。撮影した動画は附属幼稚園にて上映され、動画を観た園児たちの反応も動画で附属幼稚園から学生側にフィードバックされた。コロナ禍においてボランティア活動等が制限されるなかで、最大限実現可能な地域貢献を果たしたと考えられる。令和4(2021)年3月には、前年に中止となった柏原公民館でのパネルシアター「桃太郎」と「大きなかぶ」の上演も行なっている。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神とそれに基づく教育目的に沿って、日々の学生指導や教育活動がディプロマ・ポリシー達成に向けてなされているかの確認を今後は強化していく。そのために、自己点検・評価活動は

武蔵野短期大学

もちろん、定期的に実施される担任会やFD科会において建学の精神の意味の共有化をさらに図るとともに、シラバスや学習ルーブリックの確認と改善を重点的に実施していくことが必要である。

学生に対しても、建学の精神への深い理解を促すためにオープンキャンパスや進学説明会等でも「他者理解」の文言を伝えているが、今後は入学前教育の課題等を活用するなどの働きかけを工夫していきたい。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項>

建学の精神を規準とした教育目的と3つの方針を明確に示している。教職員がさまざまな機会を通して確認できることはもちろん、学外にも公開している。

学校生活の中で、特に建学の精神に基づく活動として大学祭があげられる。コロナ禍での中止や規模縮小はあったものの、例年10月に開催される大学祭では、学生及び専任教職員が部門に割り振られて、地域貢献を目的とする活動に従事する。特に来学する幼児に楽しんでもらえるような装飾の工夫や活動を、準備期間から当日まで学生主体で取り組む中で、他者理解の精神の具現化を図っている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 4. 武蔵野短期大学 学則
提出資料 5. 武蔵野短期大学 学則 (公式ホームページ)
提出資料 6. 学生便覧 [令和 3 (2021) 年度] p. 4, p. 88-102
提出資料 7. 3つのポリシー (公式ホームページ)
提出資料 8. シラバス (公式ホームページ)
提出資料 9. カリキュラムの特徴 (公式ホームページ)
提出資料 10. 学生便覧 [令和 3 (2021) 年度] p. 46-47
提出資料 11. 履修の手引き
- 備付資料 9. むさしの就職先アンケート
備付資料 10. 履修カルテ

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

武蔵野短期大学の教育目的は、建学の精神「他者理解」に基づき、学則第1条で明確に示されている(提出-4)。

(目的)

第1条 本学は、教育基本法・学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従い、建学の精神「他者理解」に基づき、人間として真に自覚のある女性を育成することを目的とする。

(1) 幼児教育に関して実践的能力と深い愛情と使命感をもち信念をもって教育を行える幼稚園教諭を養成する。

(2) 社会的使命感及び職業的自覚をもち、福祉に対して多様化しつつある社会的要請に精確に対応できる感覚と能力を備えた質の高い保育士を養成する。

幼児教育学科の教育目的は同様に建学の精神に基づき、学則第4条で明確に示されている(提出-4)。

(学科の目的)

第4条幼児教育学科の目的を次のように定める。

- 1 広い視野に立ち、自己の人生に深く思いを巡らし、人間として真に自覚のある女性を養成すること。
- 2 幼児教育者・保育者としての深い愛情と使命感を持ち、信念を持って教育にあたる幼稚園教諭・保育士の養成をすること。
- 3 知的学習と実践的学習の調和、統合の上に自ら学習し体得したものを幼稚園教諭・保育士として効果的に発揮できるような実践的・実際的教育を重視すること。
- 4 創意と工夫により幼児教育者・保育者としての職務を現場で十分に達成できるよう基礎的な研究能力と積極的な研究態度を身に付けさせること。

学則は公式ホームページを通して学内外に公開（提出-5）しているほか、学生便覧（提出-6）にも学則全文を掲載し確認が可能となっている。

教育理念に則った学科の教育目的に基づいた教育を実践し、卒業生を地域の幼稚園・保育所、そして認定こども園に送り出しており、卒業生が社会の要請に十分に応えられているか否かを実習訪問指導の機会を利用して教員が就職先に確認し、本短期大学の教育の質を点検している。特に、武蔵野短期大学附属幼稚園には毎年実習生を送り出し、該当実習の指導担当者が訪問指導をおこなうことで、本学の教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかについて確認を行っている。また令和3(2021)年度からは、卒後2年以上を経過した卒業生の就職先に対して「むさしの就職先アンケート（備付-9）」を開始した。

[区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

幼児教育学科の教育目的は建学の精神「他者理解」に基づき、学則第4条（提出-4）で表明している。また、学習成果を3つの方針（提出-7）において定めている。

幼児教育学科の学習成果は、本短期大学が教育者・保育者養成を目指していることから、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）やカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に加え、学習成績（各科目成績評価・取得単位数）、音図体といった技能表現の科目や実習を伴う科目での評価検証や、教職課程で導入している学生自身が自己評価を行う履修カルテ（備付-10）についても参考としている。

武蔵野短期大学

3つのポリシーとその学習成果への適用を踏まえて、アセスメント・ポリシー（学修成果到達目標の方針）の見直し、検討を行い、令和3年度より各ポリシーの評価指標とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に関する具体的な評価方法を明確化した。

各科目成績評価基準はシラバス（提出-8）で公表しており公式ホームページから検索可能となっている。シラバスでは、各教科目の「到達目標」がディプロマ・ポリシーのどこに関連するのかを明示している。学習成果については、従来のアセスメント・ポリシーを（学修成果到達目標の方針）を見直し、新たな方針を令和3（2021）年度より適用した。それによって、3つのポリシーを、機関レベル、課程レベル、科目レベルで評価できるよう改善がはかられ、より具体的に学習成果を評価する体制が整った。また同時に、ディプロマ・ポリシーに関する具体的な評価方法（アセスメント・チェックリスト）も定めた。令和3（2021）年度より適用されたアセスメント・ポリシー（学修成果到達目標の方針）及びディプロマ・ポリシーに関する具体的な評価方法は以下の通りである。

（2021年度入学生からのアセスメント・ポリシー（学修成果到達ポリシー））

（1）各ポリシーの評価指標

	入学前（入学直後） （アドミッション・ポリシー）	在学中 （カリキュラム・ポリシー）	卒業時（卒業後） （ディプロマ・ポリシー）
機関レベルの指標	・入学者選抜試験 ・調査書等の記載内容	・GPA ・修得単位数 ・退学率 ・休学率 ・課外活動状況	・学位授与率 ・就職率、進学率 ・卒業生アンケート調査
（科）課程レベル（幼児教育学）の指標	・入学者選抜試験 ・入学前オリエンテーション時の面接 ・志望理由書等の記載内容	・GPA ・実習評価 ・修得単位数 ・退学率 ・休学率 ・授業評価アンケート ・課外活動状況	・学位授与率 ・就職率、進学率 ・免許、資格取得率 ・GPA ・卒業認定プログラム活動の評価
指標 科目レベルの	・入学者選抜試験	・成績評価 ・授業評価アンケート ・学習ループリック	

武蔵野短期大学

(2) ディプロマ・ポリシーに関する具体的な評価方法 (アセスメント・チェックリスト)

	評価方法	対象者	実施時期	検証
機 関 レ ベ ル	学位授与率	2 年生	卒業時	自己点検・評価委員 によって実施
	就職率・進学率	2 年生	卒業時	
	卒業生アンケート	卒業生	卒業後 1 年経過か ら 3 年 (年 1 回)	
課 程 レ ベ ル	学位授与率	2 年生	卒業時	ディスクロージャー 及び自己点検・評価 委員によって実施
	就職率・進学率	2 年生	卒業時	
	免許、資格取得率	2 年生	卒業時	
	卒業認定プログラムの評価	2 年生	卒業時	
	GPA	全学生	各期末	
	実習先からの評価	実習履修学 生	各実習終了後	
	授業評価アンケート	全学生	各期末	
	課外活動状況	全学生	各年度末	
科 目 レ ベ ル	成績評価	全学生	各期末	各科目担当教員に よって実施
	授業評価アンケート	全学生	各期末	
	学習ループブック	全学生	各期末	

学校教育法第 108 条で「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」と規定されている短期大学の教育に照らし合わせて、成績判定時に学習成果の点検を行っている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

建学の精神および教育理念、教育目的に基づいてディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を策定している。これに則り、学習成果を見定めることができるカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）が考案されている。さらにアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）では前述 2 つのポリシーに沿った学生の入学を求めるものとなっている。

3 つの方針はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとして、学生便覧（提出-10）、履修の手引き（提出-11）、そして公式ホームページ（提出-7、提出-9）に掲載し学内外に公開している。方針の策定にあたっては学長のリーダーシップのもと、学科長、教務部長が中心となって原案を作成し、教授会における議論や FD 科会における確認を含め組織的議論をおこなった。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

3 つの方針は、建学の精神や教育目的に基づきつつ時代や実情を踏まえ、具体的なものとなるように「学校法人武蔵野学院第一次五カ年計画」（備付-12）に沿って検討を重ねていくべきものである。日々の教育活動が 3 つの方針を意識したものとなるよう、教員間における更なる共有も課題である。そのために、新たに策定し、令和 3 年度より適用されたアセスメント・ポリシーが中核となる。教育目的と 3 つのポリシーに沿った学習成果の獲得状況を今後、組織的に検証していくことが課題である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 4. 武蔵野短期大学 学則

提出資料 規程集 (5. 自己点検及び評価規程)

備付資料 6. 自己点検・評価活動 (公式ホームページ)

備付資料 7. チャレンジシート

備付資料 8. 授業評価アンケート

備付資料 12. 学校法人武蔵野学院第一次五カ年計画

備付資料 13. 自己点検・評価表 (規程集 6. 自己点検・評価実施に関する内規)

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

自己点検・評価について、学則 (提出-4) 第2条 (点検評価等) において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について点検及び評価を行なうものとする。」と定めている。そして、自己点検及び評価規程 (提出-規程集 5) に基づいて自己点検・自己評価委員会を組織している。学長が委員長となり、学科長、教務部長、学生部長、実習部長、就職部長、業務推進部長、図書館長、事務局長が規程に則って審議している。審議の結果は必要に応じてFD科会に報告または提案している。本学では実習指導及び就職指導に全教員が関わっていることから、自己点検・評価についても全教員で取り組んでいるといえる。自己点検・自己評価委員会で検証作業を行い、承認を得た上で自己点検・評価報告書は公式ホームページ (備付-6) で公開している。本学の自己点検・評価活動への高等学校関係者の直接参加はないが、年1回開催される埼玉県私立短期大学協会と埼玉県高等学校進路指導研究会との連絡協議会において、高等学校の進路指導に関連して入学試験や短期大学の基本情報の提供と合わせて、教育活動に関する意見を聴取する機会を得ている。さらに同法人の武蔵野高等学校には日頃より本学学生募集担当者が足を運ぶ機会が多く、意見を聴く機会にもなっている。

これら自己点検・評価活動は、ディスクロージャーが窓口となることで情報集約がなされている。学科長とディスクロージャーが緊密に連携し、PDCAサイクルを意識しながら情報の共有や改善活動をすすめている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法として、学習成果の可視化と学習成果の獲得を目指した PDCA サイクルの構築が課題であった。学習成果の可視化としては、平成 29(2017)年度より成績評価の基準を示す学習ループリック表を導入し、全科目で作成、シラバスと同時に公開を行っている。また、PDCA サイクルの構築に向けては、「入学前(入学直後)」「在学中」「卒業時(卒業後)」の3段階で学修成果達成状況の査定手法について、アセスメント・ポリシー(学修成果到達目標の方針)の見直しを実施し、令和 3(2021)年度より適用された新たなアセスメント・ポリシーを策定した。同時に、査定の時期と方法、担当部署等を「アセスメント・チェックリスト」で明確にした。策定に関わる過程が査定手法の点検として機能することになり、今後はこの「アセスメント・チェックリスト」を柱としながら、学習成果の査定と査定手法の点検を実施していく。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルの活用についても同様に、アセスメント・ポリシーの策定に関わる過程で、教員の意識向上がみられたところである。学習ループリック作成から着手した学習成果の可視化の取り組みが、授業内での学習ループリックの活用に発展的に結び付き、「学校法人武蔵野学院第一次五カ年計画(備付-12)」への数値目標を設定するまでに至ったのは、その具体的事例である。また、年度ごとの3つのポリシー見直しを通して、教育カリキュラムの検討や卒業生調査の実施などにつながっている。未だ、組織的な PDCA サイクルの構築がなされた段階ではあるが、体制が整ったことで今後さらなる活用が期待できる。

アセスメント・ポリシー策定以前より、実施されてきた PDCA サイクルの活用としては以下の項目が継続的に取り組まれている。

① 教員の自己点検・自己評価

「自己点検及び評価規程(提出-規程集 5)」の第2条(自己点検・評価の実施方法)「自己点検・評価は、教職員自らが、教育研究活動等その所掌業務について、点検を行い、現状を正確に把握・認識し、これらを踏まえ、改善を要する問題点、積極的に評価すべき特色、今後の方向等に関し自己評価を行なうものとする。」に基づき、全教員が担当科目について各期末に、また部署については部署長等が年度末に自己点検・自己評価表(備付-13)を作成し、提出している。

② 授業見学

任教員及び昇格教員を中心に、ディスクロージャーもしくはそれに任命され

武蔵野短期大学

た者が授業見学を実施し、その結果をふまえて学科長等よりフィードバックを行っている。

② チャレンジシート

学校法人武蔵野学院として取り組んでいる。毎年12月から1月にかけて各自が自身の設定した目標をもとに自己点検を行い、次年度の業務や能力開発等における目標を設定した「チャレンジシート（備付-7）」記入し、提出する。それをもとに、1月から2月にかけて、教員は学科長、職員は事務局長と面談を行う。面談では、業務についてはもちろんのこと、その他内容にこだわらず意見交換を行っている。

④学生による授業評価アンケート

全科目を対象に半期ごとに実施を継続している。その結果は集計され各教員にフィードバックされると同時に、全体集計についてはホームページ（備付-8）で公開をしている。

こうした取り組みに関しては、各部署や学科等のFDもしくはSDでその意義等が共有されている。

本学は、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。教員養成校及び指定保育士養成施設という立場から、特に短期大学設置基準、教育職員免許法施行規則、児童福祉法施行規則の法令順守は、教育目的・目標、教育方針、養成する人材像を達成するためには必要なことであり、厳格に運営し組織的な対応を行っている。

<テーマ 基準I-C 内部質保証の課題>

策定されたアセスメント・ポリシーに基づき、短期大学、幼児教育学科、そして各科目の学習成果の査定（アセスメント）をPDCAサイクルに関連付けられるように、教職員の共通理解を図りながらサイクルを持続させていくことが課題である。そのための、FDやSDの更なる活発化が求められる。

また3つのポリシーの中でも特にディプロマ・ポリシーの達成に関しては、従来からの課題であった卒業生調査を開始したが、その実施方法や質問内容等の改善、結果の分析と活用を今後すすめていくこととなる。

<テーマ 基準I-C 内部質保証の特記事項>

今後の内部質保証システムの運用に資するため、武蔵野学院大学日本総合研究所の共同研究グループを形成して議論を行った。このグループは、日本総合研究所の「人間理解グループ」に位置付けられ、学科長、短大ディスクロージャー2名に統計調査の手法に詳しい外部人材を1名加えた4名で構成された。そして、「他者理解の心を育てる教育の実践」をテーマとして2年間の研究活動を行っている。3つのポリシーに基づく学生指導の改善や、卒業後の学習成果の評価方法についての議論が目的であり、具体的には卒業生調査の試験実施や、カリキュラム・ポリシーの学習ルーブリック表を用いた達成度評価の教科目への応用、アセスメント・ポリシーの策定に基づく本学における内部質保証システム構築の現状と課題等に関する考察が成果として研究論文にまとめられ、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度の『武蔵野学院大学日本総合研究所研究紀要』に掲載された。

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価の際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画は以下の3項目である。

1. 建学の精神の更なる周知徹底の継続
2. 建学の精神「他者理解」の共通理解深化のためのFD科会の活発化
3. FD科会を活用した学生理解を深めるための組織的取り組み

この行動計画の実施状況は以下の通りである。

1. 「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画」に、3つのポリシーや教育課程の見直しを組み込み、年度ごとに実施した。見直しの際には当然、建学の精神「他者理解」との関連性が意識付けされることになる。また、本学が発行する配布物、掲示物等でも文言を明示することで周知を図ってきた。「キャリア・ガイダンス」の授業内では1、2学年ともに年度初めに学科長より、「他者理解」の理解に関する講話を取り入れることで学生にも建学の精神及びその意味するところへの理解を促した。
2. 従来のFD科会では学生理解に重点がおかれ、情報共有のみに終始してきたところであるが、建学の精神やそれに基づく3つのポリシー、及び内部質保証システムの構築に関する議論深める場としても機能するように改善を図ってきた。
3. 前項で述べたようにFD科会の役割が変化する中で、学生理解に関してはFD科会以外の場で担保することで調整が図られている。従来、担任を中心とした学生指導の情報は担任会の後、FD科会で報告がされていた。令和2年度より、月例的に行われていたFD科会を、実習ごとに開催される実習部会と合わせて実施することで、実習指導と関連させての学生に関する情報共有は実習部会で、それ以外の学科としての議論をFD科会で行うよう整理がなされている。学生情報の扱いについては、原則として学科長のもとに集約し、学科長が必要に応じて担当部署と確認の上共有する内容と共有範囲を決定している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

改善計画として、以下の3点に取り組むこととする。

1. 建学の精神への理解を深めるための機関レベルでの取り組みを継続する。
発行物やホームページ、学内掲示等で「他者理解」の周知徹底を図る取り組みや「キャリア・ガイダンス」や新年度オリエンテーションにおいて「他者理解」の理解を促す講話を継続する。さらに今後は、各教科目や卒業認定プログラム、学校行事への参加等がディプロマ・ポリシーと関連させて意識付けをおこなっていくこととする。
2. 学習成果の評価のためにアセスメント・ポリシーに基づく点検を実践する。
令和3年度より適用された新たなアセスメント・ポリシーに基づく、点検を実施し、その結果や分析を通して学習成果の評価を実践する。さらに、その結果を学生指導に還元するシステ

武蔵野短期大学

ムを構築する。具体的には自己点検・評価委員会による点検作業を年度ごとではなく、学期ごとにアセスメント・ポリシーに則って実施確認するように改善し、その成果の活用に関して議論を進める。

3. 入学前教育の見直しを図り、建学の精神の理解に関する入学前からの意識付けを実践する。建学の精神の理解に関して、入学前から意識を高めるためにオープンキャンパス等で文言を明示してはいるが、さらに合格者に対する入学前の教育の中で、建学の精神について深く考える課題を検討し、実施したい。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

＜根拠資料＞

- 提出資料 4. 武蔵野短期大学 学則
- 提出資料 7. 3つのポリシー（公式ホームページ）
- 提出資料 8. シラバス（公式ホームページ）
- 提出資料 10. 学生便覧[令和3(2021)年度]p. 46-47
- 提出資料 11. 履修の手引き
- 提出資料 12. 学生便覧[令和3(2021)年度]p. 46-53
- 提出資料 13. シラバス（令和3(2021)年度）
- 提出資料 14. 入試制度の説明（公式ホームページ）
- 提出資料 15. 学生募集要項（令和3(2021)年度入学者用）（令和4(2022)年度入学者用）
- 提出資料 16. 教育計画（行事予定）抜粋（令和3(2021)年度）
- 提出資料 規程集（8. 学位記授与に関する規程）
- 提出資料 規程集（36. 成績評価及び単位の認定に関する規程）
- 提出資料 規程集（42. 履修科目登録単位上限に関する規程）
- 提出資料 規程集（49. 教務部委員会規程）
-
- 備付資料 8. 授業評価アンケート（公式ホームページ）
- 備付資料 9. むさしの就職先アンケート
- 備付資料 10. 履修カルテ
- 備付資料 12. 学校法人武蔵野学院第一次五カ年計画
- 備付資料 15. シラバス・ハンドブック
- 備付資料 16. カリキュラム・ポリシーのループブックを用いた学生自己評価
カリキュラム・ポリシーのループブックを用いた学生自己評価(2)
－ 後期調査の結果および前期調査結果との比較 －
- 備付資料 17. 各授業における学習評価ループブックを利用した学生自己評価
- 備付資料 18. 教育内容（公式ホームページ）
- 備付資料 19. 学生の状況（公式ホームページ）
- 備付資料 20. GPAに関する指針
- 備付資料 21. 訪問指導記録
- 備付資料 22. むさしの卒業生調査

〔区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

- ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。卒業要件は学則（提出-4）第 25 条（卒業の要件）に定められ、学則第 26 条（卒業認定・学位授与）において短期大学士の学位を授与する要件を規定している。成績評価の基準は学則第 23 条（学習の評価）に、資格取得の要件は学則第 27 条（資格の取得）に定めており、これらは『学生便覧（提出-6）』に掲載されて学内に周知されている。

令和 2（2020）年度より改められた現在のディプロマ・ポリシーは「武蔵野短期大学 学位記授与に関する規程（提出-規程集 8）」の第 4 条（卒業認定・学位授与の方針）に以下の通り定められている。

- (1) 知識・理解
教育・福祉に関する基本的な知識への理解
- (2) 汎用的技能
教育・福祉に関する実践的能力と職業的自覚をもち、多様化する社会的要請に対応できる能力
- (3) 態度・志向性
他者と協調・協働して行動し、使命感をもって社会に貢献できる資質や能力
- (4) 総合的な学習経験と創造的思考力
獲得した知識や技能を活用し、自ら課題を的確に捉え、課題解決に向けて探求する能力

すなわちディプロマ・ポリシーに基づき、幼児教育・保育の現場で就労するための専門性を獲得し、建学の精神である「他者理解」に見合う学生に学位を認定しており、短期大学士として社会に貢献し、課題に取り組む資質や能力を獲得し、専門的知識と技術を身に付けていることから、社会的・国際的な有用性があるといえる。

ディプロマ・ポリシーは、学生便覧（提出-10）をはじめ、短期大学案内（提出-2）、履修の手引き（提出-11）、本学ホームページ（提出-7）に掲載し学内外に表明している。また、学生に対しては、新年度オリエンテーションや「キャリア・ガイダンス」の初回授業において、建学の精神と合わせて 3 つのポリシーに関しても解説を行い、学習活動等がディプロマ・ポリシーと深く関わることを意識付けしている。

卒業認定・学位授与の方針については年度ごとに確認・点検がなされ、「学校法人武蔵野学院第一次五カ年計画」（備付-12）においても年度ごとの点検を盛り込んでいる。

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学の教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)は、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に示した資質・能力を踏まえ、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の達成のために以下のように定めている。

1. 幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得に関する科目による、幼稚園教諭・保育士養成課程を編成する。
2. 教育・福祉に関する専門的知識や技能の習得、職業人としての態度の育成のために、「基礎科目(教養科目)」と「専門科目」を体系的・系統的に配置する。配置については、科目内容の分野や関連性に基づく履修系統図の作成により、学生が科目の体系性・系統性を理解できるようにする。
3. 実践的能力の育成のために、「専門科目」における「技術、領域、指導専門科目」の中に表現技能を習得する科目を配置する。
4. 建学の精神を理解し、社会性や学ぶ力を身に付けるため、また知識や技能を活用した課題解決能力の育成のために「総合科目」を配置する。

本学の教育課程は、本学の教育の目的実現とディプロマ・ポリシー達成のため、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいて編成している。

教育課程の編成は短期大学設置基準第5条、第6条にある教育課程の編成方針に則り、体系的に編成している。幼児教育学科の教育目的でもある幼稚園教諭・保育士の養成のために、その免許・資格取得に対応した教育課程を編成し、幅広く知識を身につけるための基礎科目(教養科目)と専

門的な知識と技能を身につけるための専門科目を系統的に配置している。専門科目は、技術、領域、指導専門科目、幼児教育専門科目、福祉専門科目、総合科目に分かれており、基礎的な内容から応用発展的な内容へとつながるように配置されている。平成 29(2017)年度の教職課程再課程認定および保育者養成課程の変更で、課程の大幅な見直しを実施し平成 30(2018)年度入学者より適用している（提出-12）。また、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の見直しを並行して行い、実情や時代の要請をふまえて令和 4(2022)年度より改めるため、令和 3(2021)年度に科目の統廃合をおこなった。

年間又は学期において履修できる単位数の上限については、履修科目登録単位数の上限に関する規程（提出-規程集 42）により年間 48 単位を上限と定めている。ただし同規程第 2 条にあるように、卒業要件科目以外の単位及び「幼児教育体験活動」と「教育実習」の単位を除外することにより、更に学習したい学生への対応も行っている。

本学は幼稚園教諭及び保育士の養成を目指していることから、成績評価は法令に従い厳格に適用している。評価基準をシラバスに明記し、その基準に基づいて成績評価を行なっている。成績評価の方法についても、シラバスに明示し、学習ルーブリック表がシラバスから確認できることで、実技等の科目についても評価の観点を明確にすることで、適切な成績評価が行われるように工夫している。シラバスは Web 上で公開されており、授業テーマ・授業概要、到達目標、授業計画および準備学習（時間含む）、成績評価の方法、成績評価の基準、必要な予備知識・先修科目・関連科目等、教科書・参考書、オフィスアワー（質問・相談方法等）、履修における注意等、DP、フィードバックが明記されるようにしている。シラバス作成に当たっては、作成マニュアルである「シラバス・ハンドブック（備付-15）」を授業担当教員に配布し、シラバスの意義や役割を踏まえての作成ができるようにしている。各教員から集まったシラバスは、教務部で各項目の記載が適切かの確認を行い、不適切な記載や必要な項目が明記されていない場合には修正を求めている。

なお、本学は通信による教育を行う学科・専攻課程は設けていない。

教員配置については短期大学設置基準、教育職員免許法施行規則、児童福祉法施行規則の法令順守のもと、科目と教員の資格及び教育研究業績及び実務経験に即して配置している。このため教員は幼稚園長経験者、小学校長経験者、児童福祉施設での実務経験者をはじめ、修士号及び博士後期課程単位取得後退学者などを中心に、臨床心理士・公認心理師、栄養士等の資格保有者が科目の性格にあわせて担当している。

教育課程の見直しについては免許・資格の取得要件もあることから、「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画（備付-12）」で、年度ごとの見直しが求められていることに加え、法令改正等の時期に教務部委員会を中心に検討するなど、定期的な見直しを行なっている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

幼児教育者・保育士として多様化する社会的要請に対応できるよう、広く深い教養を身につけるために「基礎科目（教養科目）」を配置している。基礎科目には「人文」「社会」「自然」「外国語」「保健体育」の領域をバランスよく配置し、卒業要件としてすべての領域から単位を取得することになる。これらの「基礎科目（教養科目）」のほとんどは1年次に配置されるが、基礎科目の担当教員が、関連する専門科目を担当するなど繋がりを持たせている（提出-12）。「基礎科目（教養科目）」の効果は、授業評価アンケート（備付-8）等で測定し、配置科目や担当教員の決定などの見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学の学生は幼稚園教諭二種免許と保育士資格を取得し、卒業後は子どもに関わる職業に就くことを希望する者がほとんどであることから、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得に関する科目によって編成された教育課程のもとで、保育者という職業への接続を図るための職業教育を実施している。教育課程は「基礎科目（教養科目）」と「専門課程」から成り、「専門科目」では教育・福祉に関する専門的知識や技能の習得を目指し、実践的能力の育成のために表現技能に関わる科目も重視している。また、「総合科目」として1年前期から2年間を通じて「キャリア・ガイダンス（Ⅰ～Ⅳ）」を開講している（提出-11）。キャリア・ガイダンスでは、グループ活動や課題制作、就職に向けての自己分析等を通して、保育者という職業の理解、社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度の育成を図るとともに、就職活動に向けた具体的・実践的な活動を行っており、就職支援担当教員（実習就職副部長）や学年担任を中心に、全専任教員が指導に当たっている。

幼稚園や保育所、その他の福祉施設において実施される5回の実習は、保育の職に就くために必要とされる実践的な知識や技能を学ぶ重要な機会となっている。学生の職業に対する意識や実習に向けての意欲を高めるため、1年次最初の実習前には本学附属幼稚園において「プレ実習」を行っている。そのほかにも同附属幼稚園との連携により、授業や課外活動においても見学・体験の機会があり、身近に保育現場を体験できる環境が整えられている。学内の実習指導においては、各実習の意義や目的、実習施設の特性、実習生としての基本的態度、実習に必要な知識や技術等について学び、自身の理想とする保育者像に基づき自己の課題を明確にした上で実習に臨めるようにしている。実習期間中には全専任教員が分担して実習先に訪問指導を行い、実習先の指導担当者から実習

生の様子や意見を聴取し（備付-21）、学生指導につなげている。実習後には、事後指導として学生自身による振り返りの時間を設け、実習の成果や次の実習に向けた課題を明確化するとともに、実習先からの評価を学生にフィードバックし、課題の残る学生に対しては個別面談を実施している。

職業教育の効果は、資格の取得率や就職状況（備付-18～19）によって測定している。幼稚園教諭二種免許および保育士資格の両方の取得率は、過去5年間91%から97%の間で推移しており、令和3(2021)年度は両方の取得率が93.7%、幼稚園教諭免許のみが96.2%、保育士資格のみが96.2%であった。就職率は3年連続で100%を維持している。そのうち幼稚園、保育園、認定こども園、福祉施設への就職率が96%（令和3(2021)年度）を占め、専門職に就職している割合が高いことから、職業への接続を図る職業教育が実現していると考えている。

さらに令和2(2020)年度には卒業生に対する「むさしの卒業生調査(備付-22)」を、また令和3(2021)年度からは卒後2年以上を経過した卒業生の就職先に対する「むさしの就職先アンケート(備付-9)」を実施し、教育の効果を測定する試みを開始した。今後アンケート回収率（回答数）を増やし、アンケート結果の分析により教育の効果を測定・評価し、改善に役立てていく予定である。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の建学の精神である「他者理解」に基づき、人間として真に自覚ある女性を育成するという教育目標の達成に向け、以下のように定めている。

1. 幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得し、卒業後は子どもに関わる職業に就きたいという意欲のある者
2. （知識・技能）教育・福祉の学修に必要な基礎学力を備えている者

3. (思考力・判断力・表現力) 幼児教育者・保育士を目指すために自らの考えを持ち、表現できる者
4. (主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度) 幼児教育者・保育者を目指すための基本的コミュニケーション能力を備え、「他者理解」の体現に向けて努力する意欲のある者

入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)はディプロマ・ポリシーと強く関連づいており、ディプロマ・ポリシー達成のアセスメント・チェックリストに示される学習成果と対応していると言える。また、この方針は『学生募集要項(提出-15)』に明示されている。さらに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとともに「3つのポリシー」として、本学ホームページにも示されている(提出-7)。

入学前の学習成果の把握・評価については、すべての入試で調査書等を踏まえた面接を実施している。入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)に示されている入学前の学習成果の把握・評価がより適切に行われるように、令和4(2022)年度選抜より、総合型選抜のエントリーシートや学校推薦型選抜の志望理由書等の質問項目や、面接試験での採点基準の見直しを行った。

入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)に示す教育目的及び求める人物像を踏まえつつ、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を総合的に評価する制度となっている。入試形態ごとの選抜方法は以下の通りであり、学生募集要項(提出-15)に明示している。

・総合型選抜

基礎的な学力や思考力、表現力を審査するために、小論文や技能的課題を課す。また、意欲や主体性・協働性を審査するため、調査書等を踏まえた面接を行う。

・学校推薦型選抜

基礎的な学力や主体性、協働性を審査するため、調査書・推薦書の内容を選抜の基礎資料として用いる。また、思考力や判断力をはかるため、口頭試問を行う。

・一般選抜

基礎的な学力や思考力を審査するため、個別学力検査(国語総合)を課す。また、主体性や協働性を審査するため、調査書を踏まえた面接を行う。

・特待生選抜

基礎的な学力や思考力を審査するため、国語総合に関する試験を課す。また、主体性や協働性を審査するため、調査書を踏まえた面接を行う。

・その他選抜

各選抜では基礎学力や思考力、表現力を審査するため、個別学力検査や小論文、技能課題などを課す。また主体性や協働性を審査するため、調査書を踏まえた面接等を行う。

入学者選抜試験では、各課題等の採点を複数名により行っている。また、小論文や個別学力検査の採点に際しては、答案用紙の受験番号や氏名をマスキングしたものを用いている。合否判定資料は、複数の採点者の確認の後、教務部が確認の上で作成を行っており、資料には年齢、性別等の合否判定に不要な情報は記載をしない。入試委員会は、合否判定資料を踏まえ合否案を作成する。作

武蔵野短期大学

成された合否案が教授会での審議を経て、学長により合否決定がされる。以上のように構成かつ適正に入学選抜が実施されている。

授業料、その他の必要な経費については、学生募集要項（提出-15）や本学ホームページ（提出-14）において明示されている。

本学における入学選考事務（アドミッション・オフィス）の機能をもつ部局「学生募集」が、アドミッション・ポリシーに則り、大学や学生募集に関する広報や大学案内及び学生募集要項の立案等を行い、教務部と連携しながら入学選抜を実施している。入学志願者、受験生、高校教員、受験生の保護者等からの問い合わせについては、教務部入試係が窓口となり、主に教務部と学生募集が他の部署と連携しながら対応を行なっている。さらに、学生募集が中心となって開催されるオープンキャンパスでは、毎回、個別相談の機会を設けている。

年に1回開催される埼玉県私立短期大学協会と埼玉県高等学校進路指導研究会の連絡協議会において、埼玉県内の他の短期大学や高等学校から入学選抜試験に関する意見交換がなされている。さらに、同法人武蔵野高等学校には、日頃より本学学生募集担当者が足を運ぶ機会が多く、意見を聞く機会にもなっている。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

学習成果の査定は、教育の質を保証する観点から、建学の精神、教育理念、3つのポリシーとそれに基づいた各科目の到達目標によって設定されている。全科目のシラバス（提出-13）には到達目標、授業の概要・テーマ、授業計画、成績評価の基準、成績評価の方法等を明記している。また、令和3(2021)年度に新たに策定されたアセスメント・ポリシーに基づき、具体的に「機関レベル」「課程レベル」「科目レベル」の3段階レベルで測定ができるような仕組みを構築している（提出-規程集 49）。

幼児教育学科という特性から音図体といった表現技能の習得や実習系の科目の評価、さらには教職課程で実施している履修カルテ（備付-10）なども参考としながら、学生の総合的な学習成果について査定している。短期大学という性格上、教育の目的・目標を達成するために2年間という短期間しかないが、2つの免許・資格の取得率が直近3年間で平均して93%と高いことから学習成果は一定期間内で獲得可能であるといえる。

科目の学習成果は、筆記試験や実技試験、小テストやレポートなどによって評価されており、量的・質的に測定可能である。教職課程履修カルテや学習ルーブリック表では、学生自身による学習成果の自己評価によって査定することができる。また、授業評価アンケートでも、学生自身の授業への取り組みについて自己評価する項目が含まれている。

幼稚園教諭2種免許状及び保育士資格取得状況

武蔵野短期大学

	卒業生 (人)	幼稚園2種 免許状 (人)	保育士資格 (人)	2つの資格 取得者 (人)	2つの資格 取得率(%)
令和元年度	93	88	88	85	91.4
令和2年度	87	84	84	82	94.3
令和3年度	79	76	76	74	93.7
平均	86.3	82.7	82.7	80.3	93.1

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

平成 28(2016)年度から GPA 制度を導入するにあたり、成績評価及び単位の認定に関する規程(提出規程集 36)の改定および GPA に関する指針(備付-20)の策定をおこなった。本学では、学修成果の視覚化の一助となっている。成績判定や卒業判定の後、教務部より GPA や単位取得状況が資料として提供され、FD 科会での確認等を経て学生指導に反映されている。具体的には GPA が低い学生に対しては、学生指導を強化している。また、GPA が高い学生に対しては、奨学金付与対象の候補者とするなどの活用がなされている。学習ルーブリックについては平成 31/令和元(2019)年度より作成して各シラバスに掲載している(提出-8)。

令和 2(2020)年度からは、カリキュラム・ポリシーのルーブリックを用いた学生自己評価(備付-16)や、学生時代の学びを卒業生に評価してもらうための「むさしの卒業生調査(備付-22)、令和 3(2021)年度からは授業毎に学習評価ルーブリックを用いた学生自己評価(備付-17)を開始するなど、量的に学習成果を評価するための取組みをおこなっている。質的検討としては履修カルテ(備付-10)を利用し、学生自身の学修成果に対する認識は、授業評価アンケートの項目を通じて、実施されている。

教育内容(備付-18)や、学生の状況(備付-19)等については公式ホームページに公表されているが、在学生、進学希望者を含め、一般への情報公開の方法としてはまだ十分とは言えない。公式ホームページへの掲載などを含め、今後改善していく予定である。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業生の進路先である幼稚園、保育園、福祉施設等とは、実習の訪問指導や外部の情報交換会等を通して定期的に交流や情報交換の機会がある。実習先となる園・施設に就職する学生も多いことから、実習の訪問指導においては実習生の状況とともに卒業生の様子や評価についても聴き取りを行い、訪問指導記録（備付-21）をまとめている。また、卒業生の進路先でもある附属幼稚園・保育園とは連携を取り合っており、卒業生の評価や本学の教育方針に関する意見や要望を聴取するとともに、卒業生からも就職後の状況について情報を得ている。これらの取り組みにより聴取した内容は教員間で共有し、学習成果の点検に活用している。

課題としてきた卒業生の進路先へのアンケート調査については準備を進め、2021年度に18期生（2020年4月卒業）の就職先に依頼し、Webによるアンケート調査（備付-9）を実施した。回答があった園・施設からの卒業生の評価は概ね良好であり、本学の教育方針に対する肯定的な意見が見られる一方で、不足している点についても就職先による評価を確認することができた。アンケート調査は卒業生の現況や就職先からの評価を把握する上で有効な方法であるが、質問項目への回答のみでは十分に把握できない点もあることから、アンケート調査と併せて訪問等による聴取は今後も継続していくつもりである。アンケート調査の質問項目や実施時期等についても今後検討を重ねていきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

建学の精神と3つのポリシーの関連性を強く意識し、その中で学習成果を評価するシステムは、アセスメント・ポリシーの見直しや学習ループリックの活用導入等で進められていると言えるが、組織的に取り組みとしては不十分でもある。特に、成績評価やGPA等の測定された数値等が、学生指導への活用は十分に行われているものの、中長期的視点で教育課程の改善の議論に結びついていないのが課題である。今後は、アセスメント・ポリシーに基づく学習成果の測定とそれに基づく教育課程の見直しを進めていくことが求められる。そのためにまず、測定した数値を整理し、分析してを十分に行い、把握した学習成果からの改善点の検討を行うなどして、情報をホームページ等で積極的に公開していくよう検討を進めていく。

卒業生の進路先からの評価を聴取は、Webによるアンケート調査を継続するが、回答件数を確保しなければ、十分なデータ分析を実施できない。アンケート実施方法などについて検討をすすめている。ただし形式的な回答ばかりではデータ分析の意義が乏しくなるため、今まで通りの聴取方法等により卒業生の様子についてヒアリングすることも併せておこない、質的な検討にも対応できるようすすめていきたいと考えている。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、本学では令和2（2020）年度の授業を遠隔授業で実施した。実施形態は、学生の通信環境や使用機器が多様な中で、本学ポータルサイトを用いての資料配信型授業を原則とした。オンライン授業の実施に際しては、特に1年次生に対して担任がすべての学生に対して定期的に電話連絡を行い、学習状況の確認を行うとともに、不安や困難を感じるなどについて聞き取りを行うことで、学生の学習を支援した。

シラバスに記載された教育内容の担保や、成績評価に際しての測定方法等は教務部が全教員にアンケート調査を行い、授業が適切に実施されていることや適正に成績評価がなされていることを確認している。

後期からは、本学ポータルサイトに「課題レポート」機能を追加し、課題の提出等について教員及び学生の利便性が高まるように体制を整えた。

授業はオンラインで実施されたが、卒業後に保育の現場に就労することが前提となる本学における現場実習の重要性に鑑み、すべての実習を原則として演習に切り替えることなく実施することができたのは特記すべき事項であろう。

令和3（2021）年度からは、併設されている武蔵野学院大学との共同的検討を経て「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（備付-46）」を作成し、感染症対策をとりながらの対面授業が実施できるようになった。その後も、国の大学における感染症対策に関する要請や、ワクチン接種の開始等に合わせて「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」の見直しを進めながら、現在も対面授業と現場実習を両立して行っている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料 1. 学生便覧
提出資料 8. シラバス（公式ホームページ）
提出資料 11. 履修の手引き
提出資料 12 学生便覧[令和 3(2021)年度]p. 46-53
提出資料 13. シラバス（令和 3(2021)年度）
提出資料 規程集（59. 奨学金給付規程）
提出資料 規程集（60. 奨学金給付内規）
提出資料 規程集（87. 文書取扱規程）
- 備付資料 2. 模擬授業動画（公式ホームページ）
備付資料 8. 授業評価アンケート（公式ホームページ）
備付資料 12. 学校法人武蔵野学院第一次五カ年
備付資料 15. シラバス・ハンドブック
備付資料 16. カリキュラム・ポリシーのルーブリックを用いた学生自己評価
備付資料 17. 各授業における学習評価ルーブリックを用いた学生自己評価
備付資料 20. GPA に関する指針
備付資料 23. 学生満足度調査（公式ホームページ）
備付資料 24. 入学前オリエンテーション
備付資料 25. 自己実現に向けて
備付資料 26. オリエンテーション期間予定表
備付資料 27. 学籍簿
備付資料 28. 就職活動記録
備付資料 29. 進路報告書
備付資料 30. 採用試験受験報告書
備付資料 31. 最終内定記録（過去 3 年間（令和元(2019)年度～令和 3(2021)年度）
備付資料 32. 武蔵野短期大学教授会資料 奨学金の給付について
備付資料 44 校地校舎に関する図面
備付資料 49. Wi-Fi アクセスポイント設置状態
備付資料 50 235 教室 241 教室

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

- ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員はシラバス（提出-13）に記載した成績評価の基準、成績評価の方法に従って成績評価をおこなっている。これらについて、担当科目を持つ全教員が半期毎におこなう自己点検・評価表（備付-13）および、次年度のシラバスに記載するための学習評価ルーブリックの作成・更新が評価方法の確認、改善活動として機能している。

全科目において、科目担当者は学期ごとの学生による授業評価を受けており（授業評価アンケート（備付-8））、その集計結果と学生からのコメントがフィードバックされる。

本学の授業内容については幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格に関わるものが多いため、法令順守の観点や、他の授業内容との重複部分等がある等で調整が求められる場合には授業担当者へ教務部（教務部委員会）から授業内容の調整をリクエストすることがある。また、複数教員やオムニバス方式による授業では科目毎に教員間で打ち合わせや調整の上でシラバス作成や授業実施がなされている。学習成果を検証する学期末あるいは新学期当初のFDでは成績評価と共に授業の進め方等についても取り上げられている。特に新着任教員に対しては、他教員による授業見学も実施され、授業・教育方法の改善を図っている。

教員には本学の建学の精神及び教育目的と深く関連するディプロマ・ポリシーについて、シラバス作成時のマニュアルである「シラバス・ハンドブック（備付-15）」に明示することで、本学科の教育目的・目標への理解を促している。その上で、教員は各科目において、学生個人の学習成果から学科の教育目的や目標の達成度を把握し、評価している。

武蔵野短期大学

学生に対しては、入学から卒業まで、科目の履修や資格の取得、就職活動等に当たってクラス担任が中心となって一貫した指導を実施している。また、1年前期から2年間を通じて実施される「キャリア・ガイダンス（Ⅰ～Ⅳ）」（提出-12）は、全専任教員が関わることで、卒業や就職を見据えた総合的な多面的な指導がなされている。「キャリア・ガイダンス」の活動の時間を用いて、定期的に個別面談が実施されており、その結果が共有されることで学生一人一人に合わせた指導が可能となっている。前・後期末には「キャリア・ガイダンス」の時間を用いて、カリキュラム・ポリシーの学習ルーブリックを用いた学生自己評価（備付-16）が実施され、各期毎、及び2年間の学習効果を測定している。こうした学生調査にはGoogle Formsを利用しているが、授業毎に学習ルーブリックを利用して学生自己評価（備付-17）を実施する授業担当者には、ディスクロージャーが作成したひな形の書式を提供している。学生のふりかえりを促すこうした手法は各授業にも簡易に応用できる。また、新型コロナウイルス感染症対策による遠隔授業の実施も影響して、本学ポータルサイトの授業や学生指導への活用もすすんでいる。

事務職員は事務局ミーティングや各部署における職務を通じて、学生の学習成果の情報を共有し、学生の学習成果獲得を意識して職務に当たっている。特に学生の入学や教育活動に関わる教務部、学生生活に関わる学生部、実習指導に関わる実習部においては、日常的に学生の状況についての情報共有を教職員間で行い、学科の教育目的・目標の達成に向けた学生の卒業までの支援を行なっている。

学生の履修に対しては、教務部が履修登録に関する資料作成やオリエンテーションの説明に関わり、担任と協力して学生の履修指導に関わっている。また就職にも大きく関わる実習指導では、実習部が実習指導に関わる授業担当者と連携して学生のキャリア支援を行なっている。

学生の成績記録は、「文書取扱規程」（提出-規程集 87）に基づき、教務部によって適切に保管され、卒業後の成績証明書の請求にも適切に応えられる体制を整えている。また入学者選抜の受験者の成績に関しても教務部において、実習の実習先から提出される実習評価票は実習部で適切に保管されている。

図書館の専門職員は現在、専任兼任を併せて3名であり、開館時間中は常駐できる体制を整えている。年度始めには、図書館利用のガイダンスを実施し、随時レファレンス等の支援を行なっている。実習期間に合わせて、通常より貸出期間を延長するなど学生の利便性を向上させており、特に実習前には絵本や紙芝居を借りる学生が多くいる。絵本は司書が学生の意見も踏まえて、筆者順ではなくテーマ順に書架に並べることで、学生が季節やテーマに沿って絵本を選びやすいように工夫がなされている。本学では、1年生から2年前期にかけて「絵本の選び方」や「集団を前にしての読み聞かせの技能向上」を学ぶ、読み聞かせプロジェクトを実践している。そうした活動に合わせて、図書館2階には図書館内で読み聞かせの練習が可能な「読み聞かせスペース」が設けられている。

学生の学習成果の獲得に対して、学習に必要な教室等の環境を整える（備付-44）一方で、管財担当者が学習に必要な機材の管理・運用を行い、学習成果の獲得に必要な学習環境を整えている。コンピュータについては、基礎科目（教養科目）に「情報処理入門」、教職専門科目に「教育方法」があり、教育内容を充足するための設備を備えている。施設としてはコンピュータ利用専門の2教室（備付-50）と、コンピュータが常設されている2教室がある。電子黒板を1教室に、プロジェ

武蔵野短期大学

クターを22教室に常設していることから、各授業においてパワーポイント等を使用する授業も年々増加している。コンピュータ及びAV機器が常設されていない教室でも携帯用のプロジェクターを利用することでICT教育を推進している。学校運営では事務処理等はコンピュータを活用し、文書管理やデータ管理を行っている。また、学内LANを活用しデータの共有を行い、教務システム(Musashino Academic Station(MAS))として、教職員、学生へのお知らせ、出席の確認、履修や成績がWeb上で処理される形となっている。平成23(2011)年度には学内にWi-Fi環境を整備した(備付-49)。これによりICTの環境が整い、学生自身が所有するスマートホン等の利便性を高めると共に情報機器を利用した表現技能やコミュニケーション能力を高められるように環境を整えている。図書館でもインターネット検索ができるようコンピュータを設置し、学生の利用の促進を図りICT教育推進に努めている。また図書館担当職員がレファレンスサービスの中で、学生のレポート作成支援も行っている。

令和2(2020)年度に新型コロナウイルス拡大の影響で遠隔授業が行われる中で、オンラインでの課題提出やリアクションペーパー提出の体制も整っており、対面授業が実施されるようになって、授業でスマートフォン等を用いて課題に取り組む機会が増えている。

コンピュータ、学内LAN、Wi-Fi環境を整備した際には、管財を中心にした教職員共通のFD及びSDを開催してICT教育の推進に努めている。ホームページの管理についても更新等は基本的には学内にて行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

短期大学案内(提出-2)や模擬授業動画(備付-2)の内容を工夫して入学志願者に大学生活をイメージし易いように配慮している。また入学予定者を対象に、入学前教育として「入学前オリエンテーション(備付-24)」を実施している。入学前オリエンテーションでは、入学後の学習がスム

ーズにスタートできるよう教員との面談をおこなっている。入学前には、入学予定者全員に「自己実現に向けて（備付-25）」を配布し、本学の建学の精神や3つのポリシー、また学生生活等についての情報を提供すると同時に、教員からの推薦図書等を掲載し、入学までの時間を有効に活用してスムーズに短大生活に移行できるよう促している。

入学後の新年度オリエンテーション（備付-26）は、学内施設や設備の案内、学生生活全般に関すること、履修に関すること、各種手続きに関することなどの学習や学生生活のためのガイダンスである。建学の精神や3つのポリシーに関する意識づけに加えて、学生便覧（提出-1）や履修の手引き（提出-11）に基づき、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を2年間で取得するための見通しが明確になるように、各部署が説明を行なっている。特に履修登録に関しては、教職員が連携して相談体制を整えており、履修漏れ等がないように配慮している。2年次の学生に対しても年度開始時にガイダンスを実施し、同様の説明をしている。

全学生に配布する、学生便覧（提出-1）と履修の手引き（提出-11）には、学生生活の指針となるよう、建学の精神、教育目的、3つのポリシー、教育課程、年間予定表、学修、学生生活、施設利用、時間割表などの情報を掲載している。履修の手引き（提出-11）には、学習の系統性を示すナンバリングに関する記載もあり、新年度オリエンテーションでその意味を説明することで、効果的な履修指導を行うよう努めている。また、シラバスはWebで確認できるようにしている（提出-8）。

新入生の不安が大きい実習については、実習部が作成している「実習の手引き」を新年度オリエンテーションで配布することで、実習の2年間の流れを明確にするように説明も行っている。

学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足するなどで学習継続が困難な状況にある学生については、出席状況などから教科担当教員とも連携をとり、まずはクラス担任が個別に相談にのり、必要に応じた課題や補修授業等を検討する体制を整えている。また、学習成果の獲得に限らず、生活上の悩みなどもクラス担任が中心となって、学生には日常的に目を配り、相談にのったうえで必要に応じて学生相談室へとつなげる体制をとっている。シラバスには各教科担当者のオフィスアワーを明記し、学習上の相談に対応できるようにしている。

なお、通信による教育を行う学科は設置していない。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援は、組織的には実施されていないが、公務員試験の受験希望者に対してはカリキュラム外での対策講座を定期的の実施したり、キャリア・ガイダンス等のグループ活動で学生の関心や学習成果の獲得状況に合わせた柔軟なカリキュラムで学習がすすめられたりするような工夫を行っている。

留学生の受入れや派遣については現在実施していない。

学生支援については、学生満足度調査（備付-23）をはじめとして、各科目に関しては、GPA制度（備付-20）の導入により授業科目別・教育課程全体における学習成果が数値として算出されるようになった。GPAは在学生の奨学金付与者選定（備付-32）の資料として使われている。教職課程履修カルテによる質的な検討をくわえ、より客観的なデータとして学生の学習状況を把握したり、学習支援方法を点検したりするツールとすべく、重ねて検討している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。

- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のための教職員組織(学生指導、厚生補導等)については、事務局、学生部(保健室、学生相談、奨学金含む)、学生部委員会、武蔵野学院キャンパス委員会(MGC)が組織されている。

学生部では学籍簿(備付-27)の管理、生活支援として新入生の住居紹介、アルバイト紹介、セクシャルハラスメントの対応など、学内学外を問わずすべての学生の相談に対応している。学生からの心身の悩み等に関する相談は、専門の資格(臨床心理士、公認心理師及び産業カウンセラー)を有する教員が対応し、必要に応じて看護師資格を持った養護教員が対応している。クラブ活動等は学生部の指導のもと、学生の自治会組織「学友会」が、武蔵野学院大学の学生と共同で自主的に運営されており、学友会が運営する新入生歓迎会と大学祭は学生生活最大のイベントとなっている。大学祭は毎年10月中旬から下旬の2日間に開催される(新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2(2020)年度は中止、令和3(2021)年度は規模を縮小して実施)。大学祭には、例年1万人を越える来場者があり、建学の精神である「他者理解」にふさわしく、教職員が各部門に分かれて配置され、学生の主体性を引き出すよう関わりながら一丸となって進めている。

学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティについては、学生食堂はオープン・テラスなども設置された、カフェ風スタイルの「ゼロカフェ」が整備されている。また、学生の語らいの場として並木道に円形ベンチを配置するとともに、学生が自由に使える学生控室も用意している。レストルームには暖房便座機能トイレ、身だしなみを整えるためのスペースなども確保した。敷地内に学生寮(光風寮)があるがこれは武蔵野学院大学陸上競技部専用の学生寮となっている。短大生用学生寮は現在ないが、学生部には地域の不動産業者等からアパート等の情報が寄せられ、学生に情報を提供している。

武蔵野短期大学

在学生の98%以上が東京都・埼玉県出身となっており近隣からの通学者が多い。通学支援として、大学が所有する3台のスクールバス、また必要に応じて臨時のバスを適宜チャーターし、学生の通学等の利便性を高めるよう運行している。学生の利用状況から発着場所や発車時刻等見直しも定期的に行われ、また学生からの要望により川越駅を発着する便が増設された。さらに、駐車場・駐輪場も十分なスペースがあるため、学生にも利用登録の上、無料で利用を認めている。

経済的支援としては「日本学生支援機構」をはじめ、埼玉県の「保育士修学資金貸付金」といった地方公共団体および企業からの奨学金について、掲示板やポータルサイトを通じて情報を告知するとともに、奨学金担当が随時相談に応じている。また本学独自に、奨学金関係の規程「奨学金給付規程（提出-規程集 59）」「奨学金給付内規（提出-規程集 60）」を根拠とした支援制度がある。また高等教育の修学支援制度の対象校としての認定も受け、本制度の運用についても奨学金窓口が対応を行っている。

学生の健康管理については、衛生(保健室)を担当する養護教員が常駐して常時対応をおこなっている。年度当初には健康診断、実習前のレントゲン検査や保菌検査等が実施されている。結果は本人に通知され、健康管理相談は保健室が指導している。学生からの相談内容によっては校医と連携を取り、対応している。本学は少人数制のためクラス担任だけでなく、全教員が相談を受け対応する場合もあり、必要に応じて学生相談担当教員または養護教諭と連携して対応している。昨今の新型コロナウイルス感染症対策では養護教諭が中心となり学内の感染対策、学生への注意喚起などに取り組んでいる。

学生相談については学生相談室を整備し、担任をはじめ、カウンセラー、公認心理師の資格や相談員の経験のある教員があたっている。本学は少人数制のため教職員と学生との距離が近く、日頃から学生に対する声かけを行っており、学生が相談しやすい環境となっており、また学生の行動や生活の様子の変化などにも教職員が気づきやすく、学生の心身の状態を普段からよいものとしている。また、学生が教員に相談しやすいオフィスアワーを設定しており、クラス担任と学生部が連携する事で学生生活安定のための支援が行われている。

学生生活に関する学生の意見や要望の聴取については、学生満足度調査（備付-23）の実施、日常的な学生生活の中で担任、事務局、学生部、教務部等に寄せられる学生の声を聴取している。特に対応が急がれる場合には、原則毎月開催している業務推進部会などで取り上げ、各部長等の連絡調整により対応に努めるなど、改善につなげている。

留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制については担当部署として国際センター（併設校である武蔵野学院大学の留学生支援と兼務）があるが、現在本学に留学生は在学していない。

社会人学生の学習支援について、過去に社会人学生はいたことはあるが人数も少なく他の学生と同じ環境の中で学んでいた。社会人選抜は実施されているが（提出-14～15）、現在社会人入学生は在学していない。

障がい者の受け入れに関連しては、既設のエレベーターをはじめ、身障者用トイレ、バリアフリー化など「学校法人武蔵野学院第一次五カ年計画（備付-12）」に基づき順次進めている。

本学は短期大学という性格上、長期履修生制度は設けていない。また、これまで長期履修生制度についての問合せもないのが実状である。科目等履修生度（提出-規程集 47）は設けていることから、在学中に資格や免許が取得できない場合には、卒業後に科目等履修生制度の利用を勧めている。

学生の地域貢献やボランティア活動等への参加については、関連するクラブ活動や、個人での活動において優れた活動をおこなった者について、学位授与式に特別表彰として学長名で表彰状を授与している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学学生の主な就職先は幼稚園、保育園、認定こども園、福祉施設である。学生の実習先として受入れ依頼を行う園・施設に就職する学生も少なくないことから、実習・就職先との緊密な連携と学内での適切な情報共有を図るため、実習指導と就職支援の両方を担う部署として実習就職部を設置している。実習就職部の構成員は短期大学の全専任教員と2名の専任職員であり、実習就職副部長を就職支援のリーダーとし、全教職員で就職支援を行う体制が整えられている。一般企業への就職を希望する学生に対しても個別に相談に応じているが、必要に応じ武蔵野学院大学就職部（併設校就職部）に情報提供や協力を求めている。

1年前期から必修科目として開講されている「キャリア・ガイダンス」では、保育者に必要な知識や教養、自己分析、作文や履歴書の書き方などの試験対策、就職活動の進め方などの指導が行われている。さらに2年次からは、学生の居住地域および就職希望地域をもとに、全専任教員が「就職地域担当教員」として分担し、担当学生の就職希望の把握、履歴書の添削、面接練習など、就職に向けたきめ細やかな支援を行っている。

実習就職部は、学生が就職活動に必要な情報を収集しやすい環境の整備に取り組んでいる。求人情報はファイルに整理され、実習就職部内で自由に閲覧できるようにするとともに、令和2(2020)年度から求人情報の検索システムを導入し、学生向けポータルサイトを通じて学外からでも24時間求人情報を閲覧することが可能となっている。また、学生には就職地域担当教員に定期的に就職活動の進捗状況を報告するとともに、実習就職部に置かれた「就職活動記録（備付-28）」に記入するように指導している。随時それを担当教員が確認し、個々の学生に応じた支援ができるようにしている。就職活動後には「進路報告書（備付-29）」とともに試験や面接内容をまとめた「採用試験受験報告書（備付-30）」の提出を義務付け、最終内定記録（備付-31）としてまとめている。こうした資料を整理して教員や学生に就職試験の情報を提供し、就職試験対策に活用できるようにしている。卒業時の就職状況は、実習就職部でデータを取りまとめ、次年度の就職支援につながるように全教職員で共有している。過去3年間の就職率はいずれも100%と高い就職率を維持している。

武蔵野短期大学

公立保育士を目指す学生に対しては、公務員試験に関する説明会を開催し、各自治体の試験時期や試験内容を周知するとともに、受験する学生にはエントリーシートの添削指導や面接練習などを個別に行っている。新型コロナウイルスの影響により令和 3(2021)年度は実施を見合わせたが、今後は 2 年生の公務員試験合格者と 1 年生の受験希望者との交流会を開催し、試験対策に向けた体制を整えていくことを検討している。令和 4(2022)年度からは、おもちゃインストラクター、ベビーマッサージ指導者、育児セラピスト 2 級、ベビーシッター資格、幼児安全法支援員といった就職に有利に働く資格の取得も支援していく予定である。

進学・留学については希望者がほとんどいないため、現状では具体的な支援は行っていないが、幼稚園教諭二種免許と保育士資格に加えて小学校教諭二種免許の取得を可能とするため、令和 4(2022)年 4 月に星槎大学と通信制課程科目等履修に関する協定を締結する。小学校教諭免許の取得を希望する学生に対し、今後は実習就職部内に窓口を設置して支援していく予定となっている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生の多様化に応じて、学習成果獲得や学生生活支援は今後、よりきめ細かい対応が求められるようになる。学習ループリックによって、学生自身が自身の学習成果を意識できるように令和 2 (2020) 年度より「キャリア・ガイダンス」で本格的な実施を行い、その 活用方法の妥当性や改善について FD 等でさらなる検討が必要となる。

学生の学習支援においては、施設の整備が進行中である。老朽化にともなう修繕を行うと同時にアクティブ・ラーニングが実施可能な教室の確保や ICT 機器の整備は今後も整備を継続する。バリアフリー化も「学校法人武蔵野学院第一次五カ年計画」に沿って整備したが、今後も施設改修時に合わせて整備が行われる必要がある。

さらに、効果的な学習支援につなげるため、入学前オリエンテーションのあり方や入学前課題に関して見直しの必要がある。基礎学力を補う課題や、人間関係を構築できるようなプログラムの検討をすすめていく。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

実習を重視する短期大学では、家庭の協力が指導上重要となる。平成 24(2012)年度から保護者懇談会を実施してきており、平成 31/令和元(2019)年度には 2 学年で 53 名の学生の保護者、1 学年では 61 名が参加した。1 年次の保護者懇談会は初めての長期実習前の 9 月、2 年次の保護者懇談会は就職活動が本格化する前の 6 月に実施している。令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症対策により中止となったが、令和 4(2022)年度には開催を予定している。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、本学では「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を作成し、令和 3 (2021) 年度より教員及び学生に配布し、それに基づいた対応を行なっている。マニュアルに沿って、毎日の検温結果を健康管理シートに記録するよう指導を行っている。また、校舎入り口にはサーモカメラを設置し、消毒液を入口や各教室に設置している。その他にも、着席できる座席を指定したり、食堂ではアクリル板を設置したりし、学生が安心してキャンパスライフを送れるように取り組んでいる。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
前回の認証評価を受けた際に記述した行動計画は以下の3項目である。

1. 学習成果の可視化に取り組む。具体的にはアセスメント・ポリシーの見直しと周知徹底を図る。
2. 学生支援として、スクールバス運行状況の改善と奨学金の積極的活用に取り組む。
3. 全教員による学生への教育相談活動を強化する。

この行動計画の実施状況は以下の通りである。

1. 前回の認証評価以降、建学の精神と3つのポリシーと連関させながら、学生の学習成果を評価し改善につなげることの重要性についてディスクロージャーよりPDCAの重要性と合わせて、FD科会等で繰り返し強調されてきた。それによって、3つのポリシーが教員間で周知徹底され、学生に対しても、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーと学習活動とのつながりを意識させるような働きかけが見られるようになった。令和2（2020）年度にはアセスメント・ポリシーの見直しが行われた。それまでのアセスメント・ポリシーは科目群ごとに定められており、評価の観点があいまいであったため、機関レベル、課程レベル、科目レベルで具体的な評価の観点を示し、査定のためのアクションを起こしやすいものに整えた。新たなアセスメント・ポリシーは令和3年度から適用され、年度初めと年度末に教員にFD科会において周知が図られたことで、行動計画が実施されたといえる。今後は、このアセスメント・ポリシーを活用して教育課程等の改善へとつなげていくことが課題である。
2. スクールバスの運行に関しては学生からの声にこたえる形で、従来の西武新宿線狭山市駅と西武池袋線稲荷山公園駅に加えて、東武東上線・JRの川越駅発着のスクールバスの運行が開始された。また、スクールバス利用者の利便性を高めるために、時間割編成の工夫により同時刻に利用者が集中しないように配慮をしている。令和3（2021）年度からは、臨時的にバスの台数を増やしてバス乗車時の「密」を可能な限り軽減するよう努めている。
前回の認証評価時には奨学金の制度があるが積極的な運用がなされていなかったが、現在、GPAを活用して奨学金給付の候補者を選抜するなど積極的な運用をおこなっている。ここ数年は毎年、入学者の授業料等減免と合わせて2年次への進級時に成績優秀者に奨学金を給付している。奨学金制度は学生にも周知されており、奨学金獲得を目指して学習計画を立てて履修登録を行う際や、成績開示時に自身のGPAに強い関心をもつなど、学習意欲の向上につながっている。
3. 以前より、クラス担任を中心として学生の学習に関する相談を受ける体制を整えていたが、近年、学生の家庭状況や学習に困難を抱える状況等が多様化している。クラス担任が相談事を抱え込むことがないように、全専任教員で学生の情報を可能な限り共有している。また、学生部の学生相談担当、衛生（保健室）の養護教諭、奨学金担当職員等とも積極的な連携をとれるように、日頃よりコミュニケーションをとるように努めている。教務システムの導入以降、教

務部から欠席が目立つ学生の情報が担任に伝えられ、適切な学生指導に結びつくなど、有機的に各部署とクラス担任が連携をする組織づくりが進んでいるといえる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今回の自己点検・評価を経て今後の改善計画として以下の3点を挙げる。

1. 学生が卒業要件、成績評価の基準、教育課程や3つのポリシーをより深く理解し、学習成果につながるような働きかけの徹底を行う。具体的には、新年度オリエンテーション等でのガイダンスの内容を精査することと、現在進めている学習ルーブリックの活用を「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画」に従って進めていくことである。
2. 保育者養成校として教育目的に掲げる幼児教育者・保育士の養成に軸をおきながらも、学生の多様なニーズに応えるべく、キャリア支援を充実させていく。具体的には、幼稚園教諭二種免許状や保育士資格に加えて、学生が自身の特性に合わせて資格を取得する支援に取り組んでいく。令和4（2022）年度より星槎大学との提携により、小学校二種免許状取得をめざす学生への支援をおこなうが、その他の資格についても、組織的な支援を整えていくこととする。また、公務員試験の対策についても充実を図っていく。
3. 学生支援の一環として、入学前オリエンテーションのプログラムを見直す。入学前課題の見直しについては基準Ⅰの改善計画として記載したが、同時に学生の人間関係構築を支援するような入学前オリエンテーションのプログラムを検討する。オリエンテーションにおける面談をグループ形式にして、教員とのつながりだけではなく、学生相互での繋がりが生まれるようなプログラムを検討したい。また、その際には、入学前オリエンテーションに参加していない学生が不安を感じることがないように新年度オリエンテーションで、そのフォローアップをするようなグループ活動等も合わせて検討していきたい。
4. 短大の全専任教員の共通意識のもと入学定員確保のために、学生募集を強化する。保育者を志望する高校生にとって本学が魅力ある短期大学であると感じられるような教育環境の整備に取り組む。また、高校に訪問する機会には、積極的に高校教員との情報交換を行い、その情報を学校広報や学生募集に活用するよう努める。特に保育という職業の魅力等を発信していくことは重要であると考ええる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料 専任教員の研究活動状況表〔様式 16〕（過去 5 年間（平成 29(2017) 年度～令和 3(2021) 年度）

提出資料 外部研究資金の獲得状況一覧表〔様式 17〕（過去 3 年間（令和元(2019)～令和 3(2021) 年度）

提出資料 規程集（9. 教員人事委員会規程）

提出資料 規程集（10. 教員資格審査委員会規程）

提出資料 規程集（11. 教員資格審基準規程）

提出資料 規程集（12. 教員昇任人事に関する規程）

提出資料 規程集（13. ファカルティ・ディベロップメント検討委員会規程）

提出資料 規程集（15. 事務分掌規程）

提出資料 規程集（16. 非常勤教員規程）

提出資料 規程集（20. 教員海外研修規程）

提出資料 規程集（21. 個人研究費に関する規程）

提出資料 規程集（23. 研究倫理規程）

提出資料 規程集（26. 科学研究費等の運営・管理に関する規程）

提出資料 規程集（27. 科研費等の不正使用防止計画推進部署に関する規程）

提出資料 規程集（28. 科研費等の内部監査に関する規程）

提出資料 規程集（29. 科研費等の不正使用に関する調査委員会規程）

提出資料 規程集（30. 科研費等の不正使用懲戒規程）

提出資料 規程集（31. 科研費等の使用・管理における行動規範）

提出資料 規程集（32. 科研費等の事務処理における職務分掌等に関する内規）

提出資料 規程集（33. 科研費等の取引ルール内規）

提出資料 規程集（34. 科研費等の内部監査ルール内規）

提出資料 規程集（75. 職員研修規程）

提出資料 規程集（77. 防災管理規程）

提出資料 規程集（86. 事務組織規程）

提出資料 規程集（98. 学校法人武蔵野学院就業規則）

提出資料 規程集（112. 学校法人武蔵野学院 非常勤教職員規程）

備付資料 7. チャレンジシート

備付資料 37. 武蔵野短期大学研究紀要第 37 輯（2019）

備付資料 38. 武蔵野短期大学研究紀要第 38 輯（2020）

備付資料 39. 武蔵野短期大学研究紀要第 39 輯（2021）

備付資料 42. FD 活動記録

備付資料 42. 合同科会議事録

備付資料 43. SD 活動記録

備付資料 46. 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

備付資料 47. キャンパスバリアフリーマップ

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

教員組織は、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、短期大学設置基準、教育職員免許法施行規則、児童福祉法施行規則を踏まえて編成されている。研究者と実務経験者のバランスと年齢構成を考慮して構成されており、短期大学設置基準に定める教員数(11名)に対し、専任教員11名と充足している。

専任教員の職位は短期大学設置基準に基づき「教員資格審査基準規程(提出-規程集11)」を設け、教員資格審査委員会で審議されたのち、教授会に諮られ学長が決し、最終的に理事会の承認を得る。学位、教育研究業績はもちろんであるが、幼稚園教諭及び保育士養成という観点から実務経験にも重きを置いている。また専任教員は、学位、教育実績、研究実績等を本学ホームページにて公表している。「音楽表現Ⅰ」及び「音楽表現Ⅱ」の授業においては、チームティーチングを採用しており、当該科目の専任教員がリーダーシップを発揮しながら、実施の方針に基づき補助教員とともに学習成果が上がるよう努めている。

専任教員、非常勤教員ともに採用および昇任については「就業規則(提出-規程集98)」「教員人事委員会規程(提出-規程集9)」「教員資格審査委員会規程(提出-規程集10)」「教員資格審査基準規程(提出-規程集11)」「非常勤教員規程(提出-規程集16、規程は「学校法人武蔵野学院非常勤規程(提出-規程集112)に統合)」「教員昇任人事に関する規程(提出-規程集12)」に基づきおこなっている。専任教員においては、教員資格審査委員会での審議結果が教授会でも決議される。職位等は教員資格審査委員会規程に基づき審議される。その後、審議結果が教授会に諮られ学長が決し、最終的には理事会の承認を得る。非常勤教員については、理事長の承認の上、教授会にて報告をおこなっている。

【過去3年間の専任教員採用状況】 (単位：人)

採用の年度	教 授	准教授	講 師	助 教
平成31／令和元年度	0	0	1	1
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	0	1	0	0

※上記の表は、採用に関する資格審査を実施した年度を示す

【過去3年間の昇任状況】 (単位：人)

昇任の年度	教 授	准教授	講 師	助 教
平成31／令和元年度	2	1	0	0
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	0	0	2	0

※上記の表は、採用に関する資格審査を実施した年度を示す

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

武蔵野短期大学

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動、については、自身の専門領域で積極的に行われ、教員が所属する関連学会等での研究発表や論文発表、学内における共同研究及び科学研究費の申請等を含め、成果を上げている（提出-様式 16～17）。また教員は、担当科目に整合した研究活動に成果を上げ、研究と教育の連動を図り、保有学位を始め研究活動等はホームページで公開されている。専任教員は、毎年年度末に当該年度の研究報告と翌年度の研究計画を学科長に提出することが義務付けられており、その計画に沿って定期的な成果報告が求められている。成果を発表する機会として本学では「武蔵野短期大学研究紀要（備付-37～39）」が毎年発行されており、専任教員は研究計画に沿って論文等の投稿が可能である。本学専任教員は、併設校である武蔵野学院大学に設置されている日本総合研究所の研究所員を兼任しており、同研究所が毎年発行する「武蔵野学院大学日本総合研究所研究紀要（備付-37～39 に合冊）」にも論文を投稿している。

科学研究費助成事業（科研費）等の外部研究費の獲得も推奨され、希望する教員に対する説明会が年に 1 回開催されている。直近 5 年間の、科研費への応募および採択の状況は以下のとおり。

科学研究費助成事業への応募および採択（助成金受入）の状況

年度	新規申請者（研究代表者）数		新規合格者数 （うち短大教員）	科研費受入者数 （うち短大教員）
	武蔵野短期大学	武蔵野学院大学		
2017	1	6	3(1)	3(1)
2018	0	6	0(0)	3(1)
2019	0	2	0(0)	3(1)
2020	0	4	0(0)	2(1)
2021	1	3	1(0)	0(0)

専任教員の研究活動に関する整備については「教員海外研修規程（提出-規程集 20）」「個人研究費に関する規程（提出-規程集 21）」「科学研究費等の運営・管理に関する規程（提出-規程集 26）」「科研費等の不正使用に関する調査委員会規程（提出-規程集 29）」「科研費等の不正使用懲戒規程（提出-規程集 30）」「科研費等の不正使用防止計画推進部署に関する規程（提出-規程集 27）」「科研費等の内部監査に関する規程（提出-規程集 28）」「科研費等の内部監査ルール内規（提出-規程集 34）」「科研費等の取引ルール内規（提出-規程集 33）」「科研費等の使用・管理における行動規範（提出-規程集 31）」「科研費等の事後処理における職務分掌等に関する内規（提出-規程集 32）」を設けている。研究を支援する一方「研究倫理規程（提出-規程集 23）」を設け、全教員に対する FD 活動等にて、研究への意識向上等を図っている。

専任教員については個室の研究室を設け、研究環境を整えている。各研究室には学内 LAN が整備され、また研究室が配置されている研究棟では Wi-Fi 環境も整っている。専任教員には、週に 2 日以内の研究日の確保が認められており、授業期間外には定時の出勤体制に縛られない自宅研修期間を設けている。

海外の学会参加や国際会議等への出席、海外での資料調査に際しては「個人研究費に関する規程（提出-規程集 21）」により追加研究費を受けることが可能となっている。また教員の学術研究を

促進し資質向上を図るために、1 カ月以上 6 カ月以内の短期研修、1 年間の長期研修に参加するための「海外研修制度（提出-規程集 20）」も設けられている。

専任教員が参加する FD 科会は定期的実施されている（備付-41）。「ファカルティ・ディベロップメント検討委員会規程（提出-規程集 13）」に基づき、検討委員会が審議した内容について、FD 科会において情報共有している。法人に関する情報や学生に関する情報共有が主たる内容となっている。令和 2 年(2020)度からはカリキュラム・ポリシー全体の成果を測定・評価するためにカリキュラム・ポリシーのルーブリックによる学生自己評価の運用がはじまり、その結果についても報告されている。専任教員は、FD や自己点検・評価を踏まえて授業の改善を求められており、学生の学修成果の獲得については、教職員も各委員会を通して緊密に連携しながら学生への対応を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織は「事務分掌規程（提出-規程集 15）」「事務組織規程（提出-規程集 86）」に基づき、事務局長を長として業務・職務によって組織体制を整備し責任体制を明確化している。事務職員は担当事務を遂行するための専門的職能を日常的な業務の中で習得し、発揮している。

なお事務局は、武蔵野短期大学と併設校である武蔵野学院大学との共同運営となっているため、両校に対応するための業務となっている。事務に関する施設や情報機器、備品の整備は、施設及び機材管理の担当部署が、機材関連企業の協力を得ながら適切に行っている。

防災対策について、例年 4 月と 10 月に全学教職員および学生をあげて避難訓練を実施している（令和 2(2020)年度および令和 3(2021)年度はコロナ禍により避難訓練は中止したが、年度初めに教員及び学生向けに避難経路と避難場所が明示された資料を配布し、ガイダンス時に口頭で説明を行った）。火災報知機や防災関係の器具などの定期的点検だけでなく、東日本大震災以降は防災倉庫に非常食（500 名×3 日分）をはじめとした緊急対応備品を常備し、学内には AED なども設置している（備付-47）。

武蔵野短期大学

これらの対応については「防災管理規程（提出-規程集 77）」として定めている。また新型コロナウイルス感染症対策については、政府の示す「新型コロナウイルス感染症における対策ガイドライン」に即して必要な器具、具体的な対応策等を整備し適切な体制をとっている（備付-46）。

SD に関しては、新任教職員に対しては着任前の 3 月上旬に学校法人武蔵野学院の研修が実施される。また全職員に対しては、事務局を中心とした SD、部署ごとに行われる SD のほか、教員の FD に職員が参加して教員との連携を深め SD の一助とするなど、積極的に取り組んでいる（備付-42～43）。

職員の資質・能力向上のため、また日常的な業務の能力と知識を高めるための講習会参加、学内で職員による SD、自己点検・評価による業務に対する意識の向上や職員相互の情報交換などによる相互理解等を目的として以下の取り組みを行っている。

1. 文部科学省、私学共済事業団主催の研修会への参加
2. 外部団体によって開催される研修会への参加
3. 職員による研修会開催
4. 毎年、各職員にチャレンジシート（備付-7）を記入させ、各個人ごとの業務、能力開発等において次年度の目標を設定し、これを申告させる。各年度においては、前年度に設定した目標について達成状況を検証し、本人の資質向上を図る。チャレンジシートを基に事務局長等と各職員が面談を行い、業務についてはもちろん、その他内容にこだわらず話し合いの場を持ち、前向きな意見交換をおこなう
5. 職員研修規程（提出-規程集 75）を策定し、研修を実施する

日常的な業務の見直しや事務処理の改善については、各部署 SD の内容の情報共有を含め、毎週月曜日に事務職員が集まって合同の連絡会を行って業務の円滑な運営に向けての意思疎通を図っている。事務局・教務部・実習就職部は特に、授業料・実習費等の取扱いをはじめ、事務処理案件が連動し密接に関係しているため、連携し情報共有を欠かすことのないよう努めている。また、各部署への人事異動・交流（ジョブローテーション）を行うことによって業務内容の全体像を把握し、見直し等が自然に行われるようにしている。事務処理に関する大きな見直しの場合には、事務局長、教務部長、実習就職部長が点検・評価し、共通理解を図ったうえで、改善を図っている。

学生の学習成果の獲得に向けて近年、一部の FD には職員が参加している（備付-42）。

小規模大学の特長のひとつとして、教員が各事務部署の業務に関わる機会が多く、良好な人間関係のなかで事務活動が円滑に推進されている。職員も各部委員会の構成員となることで日常的に情報交換をおこなって、学生の学習成果向上のための一助としている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

本学は、労働基準法を遵守するため「学校法人武蔵野学院就業規則（提出-規程集 98）」を適宜改訂し整備している。これらは常時事務局に掲示し教職員に周知しており、教職員は該当規程の内容を理解している。勤怠管理については令和 2(2020)年度より IC カードによるタイムレコーダーを導入し、適正に管理している。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

本学の事務組織は、併設する武蔵野学院大学と武蔵野短期大学附属幼稚園、武蔵野短期大学附属保育園と共同運営する形となっている。実習就職部を除くすべての部署が本学以外の業務を取り扱っているため、教職員が複数の職務を兼任することが多い。このため効率的な業務の遂行が課題である。

教員組織は、研究者と実務経験者のバランスと年齢構成を考慮して構成されているところではあるが、60 歳代の専任教員がおらず、やや若年層に偏りが見られる。また、短期大学設置基準に定める教員数 11 名と充足しているが、不慮の事態に備えるには余裕を持った教員数での教員組織の編成が望ましい。幼稚園教諭及び保育士養成という観点から実務経験にも重きを置いているが、「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画」に沿って国内外での学会での報告数などを注視し、専門領域や研究分野の広がりを求めている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料 規程集 (68. 図書館管理運営規程)
提出資料 規程集 (69. 図書館利用規程)
提出資料 規程集 (70. 図書選定委員会規程)
提出資料 規程集 (76. 情報セキュリティポリシー)
提出資料 規程集 (77. 防災管理規程)
提出資料 規程集 (113. 経理規程)
提出資料 規程集 (119. 危機管理規程)

備付資料 12. 学校法人武蔵野学院第一次五カ年計画
備付資料 44. 校地、校舎に関する図面
備付資料 45. 武蔵野学院大学・武蔵野短期大学 図書館
備付資料 47. キャンパスバリアフリーマップ
備付資料 48. 危機管理マニュアル

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1の現状＞

本学は校地面積、校舎面積とも短期大学設置基準を充足しており、適切な運動場を有している。また学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室や、授業を行うための機器・備品を整備している（備付-44）。

令和2（2020）年より実施している「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画（備付-12）」に則り、MGC（武蔵野学院キャンパス委員会）を中心に学内工事の優先順位を決定し、財政状況に応じて構内の修繕・改修を行っている。令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度には大教室の改修を行い、アクティブ・ラーニングに対応できる環境を整えた。改修された教室にはプロジェクターやAV機器等視聴覚機器が備えられ、電子黒板も設置されるなど、ICT活用の教育環境も整ってきている。

個人ピアノ練習室は、全室エアコンが完備されており、授業等で使用されていない時間は常に学生の利用が可能となっている。

校地、校舎は障がい者に対応できる設備とすべく、段階的に対応をおこなっている。令和3（2021）年度に多目的トイレの設置、1号館と2号館の入口兼渡り廊下にはスロープを設置、また渡り廊下の両出入口の鉄扉を撤去して新たに自動ドアを設置するなど車椅子利用者の利便性を高めた。構内ではキャンパスバリアフリーマップ（備付-47）をもとに、教職員の介助等によって障がい者への対応を行っている。

図書館は、併設する武蔵野学院大学と共同運営となっており（提出-規程集 68）、図書館の適切な蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等を十分に整えている。購入図書選定、廃棄に関しては「図書選定委員会規程（提出-規程集 70）」に基づいて、図書館長を議長とし、専門性の観点から教員等も参加する中で決定され、参考図書、関連図書も整備されている。幼児教育学科の教育実習や保育実習に対応するため、絵本や紙芝居は特に充実させている（備付-45）。体育館はバスケットボールコート1面もしくはバドミントンコート3面が設定可能であり、クラス毎の実技授業を実施するのに十分な広さを備えている（備付-44）。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

固定資産管理に関しては、「経理規程（提出-規程集 113）」第 36 条～第 46 条において規定している。また消耗品等の管理も同規程第 47 条～第 49 条を整備し、これに基づいて施設設備や消耗品、貯蔵品等を維持管理している。

危機管理体制については「危機管理規程（提出-規程集 119）」を令和 3（2021）5 月 27 日に制定した。令和 4（2022）年 3 月に同規程に則り「危機管理マニュアル（備付-48）」を作成し、同じ敷地内で運営する武蔵野学院大学大学院、武蔵野学院大学、武蔵野短期大学共通のマニュアルとして、防犯・火災・自然災害の危機管理の基本としている。

特に火災・地震対策・防犯対策に関しては「防災管理規程（提出-規程集 77）」を整備している。防災対策機器備品の保守、管理は外部専門企業に委託して定期的な点検を行っている。また防犯対策として防犯専門会社の人員を常時守衛室に配備している。春と秋の毎年 2 回、教職員および在学生による避難訓練を行っている。ただし令和 2（2020）年度および令和 3（2021）年度についてはコロナ禍により、実施がかなわなかったため新年度オリエンテーションに際して、避難経路と避難場所に関する資料を学生及び教員に配布し、口頭で災害時の対応について説明を行った。

コンピュータシステムに関しては外部からの不正アクセス防止のため、セキュリティの高いネットワークシステムを構築している。システムの保守は専門の企業と保守契約を結び、絶えず連絡を取りながら実施している。最新のウイルスチェックの実施、ファイアウォールシステムを導入することによって、外部からの不正アクセスの防止に努めている。

省エネルギー・省資源対策としては以下のような対応をしている。温室効果ガス低減対策として学内のエアコンの温度設定を政府の推奨する室温である冬期は 20℃、夏期は 28℃に設定している。また照明設備の LED 化工事を段階的に進めている。

エアコンや照明を順次省エネ型に交換し、環境保全に努めている。エアコンの適切な温度設定をし、消費電力を抑えている。トイレの多くには節水バルブを取り付けており、改修工事に伴い便器を交換する際には節水型便器を設置し、節水対策も行っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

限られた資源の中で効率よく業務を遂行すべく、各種規程に則り運営している。施設の修繕計画や老朽化対策及び障がい者対応に関しては、建築・設計の専門家を含め武蔵野キャンパス委員会（MGC）が中心となって学内の意見を集約し、令和 2（2022）年 4 月より実施している学校法人武蔵野学院第一次五カ年計画（備付-12）の内容、方針に則り、財務状況に応じて中長期の修繕計画を立てて対応している。しかし財務上の余裕も少なく、施設の改修やバリアフリー環境の整備等の整備は十分とは言えない状況である。武蔵野キャンパス委員会（MGC）と関係部署の連携により検討を重ね、円滑で的確な処置ができるようにしていく。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料 なし

備付資料 49. Wi-Fi アクセスポイント設置状態

備付資料 50. 235 教室、241 教室

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学生の情報処理技術の向上のため、コンピュータ教室（235 教室）、OA トレーニングルーム（241 教室）を配置しており、今後も教育課程に即してハードウェア及びソフトウェアの充実を進めていく（備付-50）。

学内には、高速無線 LAN が整備されており（備付-49）、Musashino Academic Station の導入により、ポータルサイトを通じて Web サービスの利用が可能となっている。Musashino Academic Station の機能を用いて授業情報の配信から、課題やレポート提出、出席管理など多岐にわたって活用されている。学内の既存 PC 等は定期的にメンテナンスおよび更新を実施し、使用時に不便のないよう備えている。教室改修にともなうマルチメディア教室の整備、電子黒板の導入もおこなっている。こうした新規機材の導入や、機材更新時を中心に、管財担当者や技術的熟達者等による、機材使用に関する FD・SD の機会も設けている。学生向けには、基礎科目（教養科目）として「情報処理入門」が 1 年次に資格取得に関する必修科目として配当されており、情報技術の向上に関する教育を提供している。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

学内の Wi-Fi 環境が整い、授業等で学生が一斉にアクセスする場合などでも、ネット回線の速度が低下するような脆弱性が感じられなくなっており、今後ますます積極的な ICT 活用が進むと考えられる。特に Musashino Academic Station の授業活用は令和 2（2020）年度の遠隔授業実施の際に、急速に促進されたところもあり、今後は授業だけではなく各部署による学生の学習支援への活用等、柔軟かつ応用的な活用を検討していくことが課題である。例えば、実習就職部では令和 2（2020）年度より求人票のデータを Musashino Academic Station からオンラインで閲覧が可能となるような取り組みを開始しているが、そうした取り組みを促進していくことが考えられる。

学生の ICT 利用だけではなく、教職員の ICT 活用能力を向上させることも課題である。環境を整えても、技術的資源を有効に活用できなければ意味がない。教育課程編成・実施の方針に基づき、授業内容や方法が ICT となじまない科目もあるかもしれないが、学生の学習成果の査定に関わる情報管理等を組織的に行う上でも、また教職員の校務に関わる業務負担の軽減を図るためにも、ICT 活用能力向上のための SD 等の実施をより計画的に進めていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2（2020）年度は 1 年間授業を遠隔で実施することになった。それまで Musashino Academic Station は、学生の履修登録や出欠管理、成績確認、学校からのお知らせの受信等が利用機会であったが、遠隔授業に際し利用できる機能を拡大した。現在では、授業担当者からその科目の履修学生のお知らせの配信や、オンライン上での課題提出、受理等のやり取りが可能となった。また、使用されていなかったキャビネット機能についても学生への資料共有が可能な機能として活用されるようになった。具体的にはオンライン上でレポートの提出や教員からのフィードバックができるようになった。こうした追加的機能は対面授業が再開された後も積極的に活用されている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]
- 提出資料 事業活動収支計算書の概要[書式 2]
- 提出資料 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式 3]
- 提出資料 財務状況調べ[書式 4]
- 提出資料 18. 資金収支計算書・資金収支内訳表・貸借対照表（平成 31 (2019) 年度～令和 3 (2021) 年度）
- 提出資料 19. 活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（平成 31 (2019) 年度～令和 3 (2021) 年度）
- 提出資料 20. 事業活動収支計算書（平成 31 (2019) 年度～令和 3 (2021) 年度）
- 提出資料 21. 事業活動収支内訳表（平成 31 (2019) 年度～令和 3 (2021) 年度）
- 提出資料 22. 貸借対照表（平成 31 (2019) 年度～令和 3 (2021) 年度）
- 提出資料 23. 事業報告書（令和 3 (2021) 年度）
- 提出資料 24. 事業計画書／予算書（令和 4 (2022) 年度）
- 提出資料 規程集（117. 資金運用規程）
- 備付資料 12. 学校法人武蔵野学院第一次五カ年計画

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成27年度～」については、当学院はB0(ゼロ)に該当し、イエローゾーンの予備的段階となっている。

資金収支及び事業活動収支は過去3年間にわたり均衡している(書式1~4、提出-18~22)。

平成31/令和元(2019)年度から令和3(2021)年度における武蔵野短期大学の資金収支は、平成31/令和元(2019)年度は1億5千6百万円のマイナス、令和2(2020)年度は6千7百万円のマイナス、令和3(2021)年度は5千6百万円のマイナスであった。

事業活動収支は、平成31/令和元(2019)年度は1億9千2百万円のマイナス、令和2(2020)年度は1億8千万円のマイナス、令和3(2021)年度は8千5百万円のマイナスであった。

平成31/令和元(2019)年度は遊休資産である高橋記念講堂の取壊し支出があり、令和2(2020)年度は、同じく遊休資産である武蔵野短期大学プールの取り壊しがあったためである。これにより、当学院の減価償却額は大幅に減少し、事業活動収支が改善される。当学院は、資金収支はプラス基調であるが、事業活動収支は減価償却額が多いため例年マイナスとなっている。

学校法人全体では、資金収支は、平成31/令和元(2019)年度は2億1千8百万円のマイナス、令和2年度は1億2千7百万円のプラス、令和3年度は8千8百万円のプラスであった。事業活動収支では、平成31/令和元(2019)年度は11億8千7百万円のマイナス、令和2(2020)年度は2億4千7百万円のマイナス、令和3(2021)年度は1億7千2百万円のマイナスであった。平成31/令和元(2019)年度は前述のとおり、記念講堂の取り壊し、処分差額があり、令和2(2020)年度は短期大学プールの取り壊し、処分差額があったためである。

「貸借対照表」の状況については、当法人は全くの無借金経営であり、運用資産余裕比率も全国平均より高く、十分な資産があり、財務的安全性を十分に確保している。

「学校法人武蔵野学院第一次五か年計画(備付-12)」でも述べているとおり、今後も事業活動収支の改善が課題である。また経費の見直しにより、人件費支出50%未満、管理経費10%未満、教育研究経費30%未満を目安に学院全体の財務バランスを図り、財務基盤を固めていくとの方針を掲げ、学内の体制整備、コスト意識の共有を図っている。

経費の支出については、稟議システムの厳しい遵守及び月別予算管理により支出の抑制に努めており、計画性のある執行をしている。

武蔵野短期大学

本学では、常勤の教職員は私立大学退職金財団に加入しており、期末要支給額を基にし、当該財団に対する掛け金の累積額と交付金の累積額との繰り入れ調整額を加減した金額の100%を計上しているため、退職金引当金等は、目的通り引き当てられている。

本法人では、資産運用や通年の資金運用（フロー）についても、毎回の理事会にて数値や予測を提示し「資金運用規程（提出-規程集117）」に基づいて、堅実で健全な運用を行っている。

教育研究経費に関して、本学は、令和3（2021）年度決算においては、法人全体では35.3%となっている。

教育研究用の施設設備及び図書は、併設する武蔵野学院大学との共用になっているが、設置基準を十分満たしており、本学専用の施設設備及び図書も毎年度予算を配分し、適切に整備している。

本法人では法令に基づき、公認会計士1名を含む監事2名による業務監査・財務監査・会計監査が行なわれている。監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、定期的に理事長と面談し、経営基盤について意見交換を行っており、適切に対応している。

現在寄付の募集や学校債の発行は行っていない。

本学の入学定員充足率は、平成31/令和元（2019）年度92%、令和2（2020）年度82%、令和3（2021）年度79%であり、未充足かつ減少傾向が続いており、教職員は高い危機意識をもって学生募集業務にあたっている。令和3（2021）年度入学者選抜から適用されている入試制度改革への対応を、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて行った。

入学定員確保のカギを握るのが優れた教育者及び保育者を養成する大学としての地域社会の評価、幼稚園、保育所、施設経営者からの信頼である。職業的倫理性をもった優秀な教育者、保育者を養成することによって、地域社会からの評価を学生の確保につなげ、財務状況改善に寄与していきたい。

本学では「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画（備付-12）」に基づき、事務局と各部署との綿密なヒアリングに基づき、収入・収支計画の検討が重ねられ予算案が作成され、次年度の事業計画とともに3月理事会において決定される。

理事会で審議、議決された予算、決算等の重要事項については教授会、研究委員会だけではなく、短大も含めた全教員が参加する合同科会において報告されている。さらに、教職員全体に周知するため **Musashino Academic Station** を通して、理事会及び評議員会での議事の概要を配信している。

経費支出については、厳格な稟議システムに基づき、全件予算案との個別の検証の上、すべて理事長決済となっている。

予算管理については、常時予算執行状況の検証が行われ、予算と実施状況に乖離が認められ、必要とされる場合は、評議員会及び理事会において承認の上、補正予算において予算の補正が行われる。

会計処理については学校法人向けの会計システムによって管理されているが、会計処理の妥当性を担保するため、監査法人及び税理士法人の指導に基づき、適正な会計処理に努めている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学の設置されている埼玉県狭山市は子育て支援に積極的な姿勢もあり、引き続き幼児教育を学ぶ環境は地域において重要なポジションを占めているため、将来的に 4 年制への変更を選択肢にいれながらも、保育者養成という専門職に就く人材を育成する教育機関としての継続的な学校経営の将来像を描いている。また、本学は幼児教育学科のみの単科大学であるが、35 年以上の歴史を持ち、埼玉県西部地区において幼児教育者を育成する大学として地域への人材の輩出など実績面でも認知されている点が、本学の強みとしての客観的評価と言える。単科であるため、少人数制で学生の学習支援や実習や就職支援まで、一人ひとりに合わせてきめ細かな対応が可能となっている。しかしながら、その単科大学であることが弱みにもなる。専門職養成に特化しているため、入学者定員を確保するためには、より工夫が必要となるだろう。

かねてより課題とされていた中長期計画の一環として、令和 2 (2020) 年 4 月より「学校法人武蔵野学院第一次五か年計画(備付-12)」を策定した。この計画においては、これまで不足していた本法人の財務状況の分析に基づき財務比率の目標を設定している。目標の達成状況は評議員会及び理事会で年度ごとに確認をしている。具体的な数値目標は、事業活動収入に占める人件費率を 50%以内、教育研究経費比率を 30%以内、管理経費比率を 10%以内としている。令和 3 (2021) 年

武蔵野短期大学

度実績においては、人件費率、教育研究経費比率、管理経費比率が未達となっている。教育の質を保証しつつも、経費の更なる削減が求められている。

計画における数値目標達成のためには、支出抑制だけではなく、安定的な収入確保が課題となる。学生募集の数値目標が設定されており、その達成のためには更なる取り組みの工夫が求められる。学生募集においては、地元高校への訪問はもちろん、電車内広告などの一般広告も定期的に活用することで、本学の認知向上にも努力している。令和3（2021）年度より、本学ホームページも刷新し、本学の雰囲気や魅力が伝わるように、項目の整理や画像等の採用を行った。

人事計画については、チャレンジシートを用いての面接等によるヒアリングを踏まえており、教育課程編成・実施の方針に基づく授業科目編成を踏まえて実施している。

施設設備の将来整備計画については、MGC（武蔵野学院キャンパス委員会）で改修や修繕を含むキャンパスの施設整備について、優先順位を設けて財務状況に合わせて構内工事の計画を年度ごとに計画して実施している。現在、外部資金の獲得や遊休資産の処分等の具体的な計画はない。

以上のように「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画」で示されている、適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスがとれている計画に基づいて学校運営がなされているといえる。

経営情報はホームページに掲載され広く公開されているのと同時に、合同科会において学長より説明が年度決算に関して伝えられている。それによって、教職員間で危機意識を共有することができている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

安定的収入による財務基盤の確立のために、入学定員の充足による学生納付金の確保と、人件費等の経費管理の徹底が大きな課題である。18歳人口の減少と短期大学進学者減少が続く中で、本学の魅力をどう作り、それをどう発信していくのかを危機意識をもって検討していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

本法人は日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標（法人全体）においては、教育活動資金収支差額は、平成31/令和元(2019)年度に2億5百万円のマイナス、令和2(2020)年度は8千8百万円のプラス、令和3(2021)年度は6千6百万円のプラスで2年以上の黒字である。経常収支差額は平成31/令和元(2019)年度に4億7千万円の赤字、令和2(2020)年度は1億3千9百万円の赤字、令和3(2021)年度は1億2千2百万円の赤字であった。このような指標から当学院はB0（イエローゾーンの予備的段階）にランクされ、イエローゾーンに近い状態である。このような状況下、学院の財務基盤強化のため、現在進めている遊休資産の整理による資産の維持管理費用の削減（減価償却額、教育研究経費、管理経費）及び積立金の増進が必要である。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画は以下の3項目である。

- 1 優れた教員確保に努力し、幹部教員の支援の在り方を検討する
- 2 科研費にかかわるFDの機会を増やし、申請数及び採択数の増加に努力する。
- 3 無借金経営を継続しながら、一層の財務の健全化に努める。

この行動計画の実施状況は以下の通りである。

1. 週に一度、学科長、教務部長、業務推進部長、事務局長、監事に加えて、併設されている武蔵野学院大学の学部長、研究科等による打ち合わせが行われ、武蔵野短期大学及び武蔵野短期大学の教授会の議題の協議や、学校方針等の検討がなされている。幹部教員にとっては、中長期的な視点で学科運営について捉えながら、意見交換をへて学校運営を考えることができる点で支援となっている。令和2（2020）年度から、本学と武蔵野学院大学の副学長の2名が両学の副学長を兼務していることで、学長不在の際にも、空白がうまれないよう配慮されている。副学長は前記した、週に1度の打ち合わせにも出席をして意思や方針の共有化を図っている。人事計画についても、教育課程編成・実施の方針に基づいた時間割等の編成等に際して、長期的視野で教員確保に関する意見交換がなされている。
2. 研究倫理に関するFDとは別に、科研費申請を希望する教員に対する説明会を年に1度開催している。以前は、研究倫理に関するFDと重ねて開催されていたが、分けて開催をするようにしたことで、科研費申請のスケジュールや手順等の手続的な説明まで丁寧になされるようになり、申請数が増加した。採択される研究テーマも出てきており、今後も継続的に教員の研究支援として行っていくこととする。
3. 財務状況は予断をゆるさないものの、無借金経営を継続することができており、現状で財務が大きく揺らぐことはないのが強みである。前回の認証評価以降に行われた、令和2（2020）年度4月からの「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画」の策定は、そうした財務状況の可視化が大きな目的であり、またそれによって教員の危機意識が共有できたことが成果であった。今後は、当計画に示された数値目標達成に向けて年度ごとに状況把握を実施しながら、財務の財政の健全化に努めていくものとする。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今回の自己点検・評価について以下を今後の改善計画とする。

まず「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画」に則り強い危機意識を共有して、各部署における無駄のない適正な予算管理を徹底する。「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画」の策定は、本学の課題を表面化させ、教職員の危機意識を共有できたことに大きな価値があったが、今後はその危機意識を行動にどうむすびつけるかが重要である。業務の効率化や無駄の排除を進めて、支出を抑える努力を続けながら、補助金や外部資金の獲得への意識を高めていく。また、MGC（武蔵野学院キ

武蔵野短期大学

キャンパス委員会)の検討を継続して、財務状況に合わせた構内の改修・修繕を計画的に進めていき、財務状況の健全化の中でも学習環境の整備を進めていく。

次に、安定的な入学定員の確保に向けて取り組む。保育専門職を養成する単科大学としての強みを本学の魅力として入学定員の確保に努める。そのためには、学生への実習指導を充実させたり、本学附属幼稚園・保育園との連携を一層強めたりすることが肝要である。また、そうした取り組みを本学ホームページやInstagramで効果的に発信する方法を考えていく。また、令和5(2023)年度入試に向けての取り組みとして、特待生の見直しを行い、合格者の入学金等の減免措置の拡充や、総合型選抜の試験科目の見直しを実施し、より入学希望者が受験しやすい体制を整えた。今後さらに、より多くの高校生に本学の教学に関心をもってもらえるよう、教員が積極的に地域貢献を行うことで本学の専門職養成校としての魅力を発信していく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

提出資料 18. 資金収支計算書・資金収支内訳表・貸借対照表（平成 31/令和元）（2019）年度～令和 3（2021）年度）

提出資料 19. 活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（平成 31/令和元）（2019）年度～令和 3（2021）年度）

提出資料 20. 事業活動収支計算書（平成 31/令和元）（2019）年度～令和 3（2021）年度）

提出資料 21. 事業活動収支内訳表（平成 31/令和元）（2019）年度～令和 3（2021）年度）

提出資料 22. 貸借対照表（平成 31/令和元）（2019）年度～令和 3（2021）年度）

提出資料 23. 事業報告書（令和 3（2021）年度）

提出資料 24. 事業計画書／予算書（令和 4（2022）年度）

提出資料 25. 寄附行為

提出資料 26. 理事会議事録（写し）（平成 31/令和元）（2019）年度～令和 3（2021）年度）

備付資料 12. 学校法人武蔵野学院第一次五カ年計画

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

- ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

本法人の理事長は現在、武蔵野学院大学学長及び武蔵野短期大学学長を兼務している。武蔵野短期大学附属幼稚園園長、武蔵野中学・高等学校校長の経験も有しており、建学の精神および本法人の教育理念や目的を熟知しているだけでなく、本法人傘下の各教育機関の実態をよく把握し、財務・経営に関する造詣を駆使し経営にあたっている。また自らよく学生に接し、学生を理解し熱心に指導・相談にあたっている。学生を大切にするこの精神は、法人経営を進めるうえでのリーダーシップ・ガバナンスの根幹となって機能している。

理事長は教務、労務、人事、財務、学生募集を総理しており、「学校法人武蔵野学院 寄附行為（提出-25 以下「寄付行為」とする）の第12条にも「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定められている。理事長の意思決定の際、そこに至る教職員の合意形成については注意深い配慮をしている。理事長は、学長として副学長等の研究室等に足を運び、教職員との意見交換・情報交換を大事にし、円滑な教学運営に努力している。

理事長は、「寄附行為」第34条（決算及び実績の報告）に基づき、毎会計年度終了後2月以内に幹事の監査及び理事会の議決を受けた決算書・事業報告書を評議員会において報告し、その意見を聴取している。決算及び事業報告、財務状況等は例年6月上旬にホームページ等で学内外に公開している。

理事長は「寄附行為」第16条（理事会）に基づいて、理事会を収集し、理事会の議長となり運営し、理事や評議員の意見を参考にしながら法人経営にあたっている。理事会は「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画（備付-12）」や「事業計画書（提出-23）」において審議され、改善策や計画の遂行状態を把握しており、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

理事会では、本法人の短期大学以外の学校種の状況や法人運営に関して内部及び外部理事が審議事項を通じて共通理解を深めている。評議員会において必要な情報を収集するなど、的確な決議を図るための情報を収集している。

理事会は「私立学校法」の定める短期大学運営について法的な責任があることを認識しており、本法人及び本学の運営に必要な規程を審議している。

理事の選任は、私立学校法第38条や、学校教育法第9条に準じた本法人「寄附行為（提出-25）」の第7条（理事の選任）に基づき行われている。令和4（2022）年4月1日現在、7人が理事を務めている。その内訳は、大学学長、高等学校長、評議員のうちから評議員会において選任した者4人、学識経験者のうちから理事会において選任した者1人である。

いずれの理事も本学の建学の精神や教育目的に理解があり、本法人の健全な経営について学識及び見識ある者が就任している。

理事会は本学の健全な運営を図るため、第三者評価をはじめ、本学が発展し質の保証を図るための必要な情報収集を行い、法的な責任の下、学院経営にあたっている。

なお、理事会・評議員会は、ほぼ100%の出席率をもって運営されている（提出-26）。

「寄附行為」の第 11 条（役員の解任及び退任）により、私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至った場合、退任しなければならないことが規定されている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップは適切に機能している。厳しい社会情勢の中でさらに将来にわたって持続できる学校運営、私学運営を行うために「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画」策定に取り組んできた。当計画の目標達成に向けて更なるリーダーシップの発揮が期待されるとともに、次の五ヵ年を見据えた長期的な視点で学校の将来像を示すことが課題といえる。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

厳しい社会情勢の中でも持続できる学校運営、私学経営に向け、学校全体で危機意識を共有し、理事長のリーダーシップのもと、今後も PDCA サイクルに基づく改善を推進していく。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 4. 武蔵野短期大学 学則

提出資料 27. 教授会議事録（写し）（平成 31/令和元(2019)年度～令和 3(2021)年度）

提出資料 規程集（2. 学長選考規程）

提出資料 規程集（3. 教授会運営規程）

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

短期大学の意思決定は、最終的に学長が決定している。学長は理事長も兼ねており、経営側と協調して教学のマネジメントが行なわれている。

武蔵野短期大学

学長は、「学則（提出-4）」第36条（教授会）及び「教授会運営規程（提出-規程集3）」に基づいて教授会を開催し、教授会構成員の意見を聴取し、最終的な判断を行っている。

「学長選考規程（提出-規程集2）」の第1条（学長の資格）に「学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする」と定められており、建学の精神とそれに基づく3つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）について明示し、教員に対して本学の教育目的を達成すべき教育研究活動を推進し、本学の向上・改善に向けて尽力している。

学生に対する懲戒については、「学則（提出-4）」第41条（罰則）に定めている。

教職員組織については、学則第35条（教職員組織）に定められており、所属職員を統監している。

学長は「学長選考規程（提出-規程集2）」によって選任されており、副学長等と密に情報共有や意見交換を実施し、他の教職員からの案件にも対処しながら教学運営の職務遂行に努めている。

教授会の運営に関して、学長は、学則第36条（教授会）及び「教授会運営規程（提出-規程集3）」に基づいて教授会を開催している。教授会は、学長が決定を行うにあたり審議し、意見を述べる場であることは明確化され、年度最初の教授会において「教授会の位置づけ」として学長より確認がなされている。このように学長は、本学の教育・研究上の審議機関として適切な運営を行っている。

教授会の審議事項については、週に1回行われる副学長、学科等、教務部長、業務推進部長、事務局長、併設されている武蔵野学院大学学部長、同じく武蔵野学院大学大学院研究科長による打ち合わせの中で検討したうえで、学長に確認し、議事内容を教授会出席者には事前にメールやMusashino Academic Stationの配信で告知している。

教授会は教授会運営規程に基づき開催され、学長は学則に則り学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与について教授会の意見を聴取した上で決定している。また、教育研究に関する重要事項も同様に教授会の意見を聴取した上で決定している。

教授会議事録は毎回記録・整備され、常に教授会の構成員は閲覧ができる。また教授会での決定事項や議事内容については合同科会やMusashino Academic Stationの配信等で全教職員に概要を周知している。

教授会は、学習成果及び3つの方針に関する認識を共有している。

教授会の下に教学上の事項を審議することを目的として、自己点検・評価委員会、入試委員会、学生部委員会、教務部委員会、実習就職部委員会が、それぞれの委員会規程に基づき運営されている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長のリーダーシップのもとに、教職員による協力体制を強化することが求められている。学長は引き続き、教職員が「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画」に基づき、意欲的に職務に取り組む行動的組織づくりを行うことが課題となる。

教授会においては重要事項の決定のための審議を十分に行い、大学運営の課題に教授会が一体となって取り組む姿勢を確保することが重要である。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 18. 資金収支計算書・資金収支内訳表・貸借対照表（平成 31/令和元）（2019）年度～令和 3(2021)年度）

提出資料 19. 活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（平成 31/令和元）（2019）年度～令和 3(2021)年度）

提出資料 20. 事業活動収支計算書（平成 31/令和元）（2019）年度～令和 3(2021)年度）

提出資料 21. 事業活動収支内訳表（平成 31/令和元）（2019）年度～令和 3(2021)年度）

提出資料 22. 貸借対照表（平成 31/令和元（2019）年度～令和 3(2021)年度）

提出資料 23. 事業報告書（令和 3(2021)年度）

提出資料 24. 事業計画書／予算書（令和 4(2022)年度）

提出資料 25. 寄附行為

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、「寄附行為（提出-25）」第 6 条（役員）及び第 8 条（監事の専任）に基づき 2 人が選任されている。1 人は常勤監事であり、通常大学に出勤し学校法人の業務及び財産の状況及び理事の業務執行状況について監査している。また開催される理事会・評議員会及び教授会にはすべて出席し、意見を述べている。さらに必要に応じて、MGC(武蔵野キャンパス委員会)や学内における委員会等にも出席している。

また監事は「寄附行為」の第 15 条（監事の職務）に基づき学校法人の業務全般及び、理事の業務執行の状況の監査を確実に実施している。今般の学校教育法の改正に対応し、財務会計だけではなく、教育研究・社会貢献などについても従来以上に強い関心をもって監査を実施している。常勤監事は非常勤監事と適宜連携を取り、かつ法人及び財産の状況を把握し、監査業務の質的・量的向上を図るよう努める。

監事は「寄附行為」第 34 条（決算及び実績の報告）に基づき毎会計年度ごとに監査報告書を作成し、当該年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び 評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は「寄附行為（提出-25）」の第19条（評議員会）に基づき、理事長が招集し、定例開催の他、必要に応じ臨時開催され、開催の都度議長を選任している。私立学校法第41条第2項に則り、「寄附行為」第19条（評議員会）で定員を14人以上17人以内と定め、現員が17名である。本法人は私立学校法第42条の規定を順守し、それに基づいた「寄附行為」第21条（諮問事項）の定めに従い、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、役員に対する報酬等、予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、その他法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの等を理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項について審議し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

本学は、高い公共性と社会的責任の下、情報の公表・公開に努めている。学校法人及び本学では、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、「教育研究上の基礎的な情報」、「修学上の情報等」、「財務情報（決算）」、「財務情報（予算）」、「財務関係を除く情報公開内容の索引」、「財務情報についての平易な説明」、「科研費等公的研究費に関する学内規程」、「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」、「大学等における就学支援制度に基づく確認申請書の公表」に関する情報を、本学ホームページに掲載し、広く社会に公表している。

また、私立学校法の定めに基づき、財産目録総括表、貸借対照表、資金収支計算書、事業報告書及び監事の監査報告書を本学ホームページで公開している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

学校教育法の改正により、監事の役割が拡大、多様化している状況で、業務執行の適切性の確認、重要事項決定に関する適切性の確認、規程遵守常用の確認等、高度な業務監査や内部統制のチェックを行うため今後も常勤監事と非常勤監事の連携を強化する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

なし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画は以下の 3 項目である。

- 1 MGC(武蔵野学院キャンパス委員会)での決定事項等について教員への周知や共通理解を図る。
- 2 予算の執行状況について法人本部と狭山事務局間での連絡を密にする。
- 3 監事が短期大学の教育面についても関心をもち監査業務の向上を図る

行動計画の実施状況や以下の通りである。

1. MGC(武蔵野学院キャンパス委員会)の役割や機能について教職員に積極的に周知するとともに、検討され計画された事項の概要やそれに基づく工事計画を合同科会で報告している。教員の理解が広がり、教育環境整備に関して MBC(武蔵野学院キャンパス委員会)が相談機関として機能するようになってきている。限られた予算の中で計画的に教育環境が整備されることで、教員の財務状況への危機意識を高める効果もみられている。
2. 現在の事務局長は本部職員を兼務しており、厳格な稟議システムが適用されている予算執行について、本学が所在する狭山キャンパスだけではなく、本部法人内の他校種の状況も十分に把握をしている。そうした法人全体の財務状況を踏まえながら、適切な予算案立案のための支援を、ヒアリング等を通して行っている。
3. 常勤監事は狭山市に出勤し、本学の教学に関しても日々関心をもって監査業務に当たっている。短大教授会や週に一度の幹部教員の打ち合わせにもオブザーバーとして出席しており、教学に関しても意識が共有されることで監査業務の向上が図られている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 理事長のリーダーシップのもと「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画」の達成に努めるのと同時に、次の五ヵ年を見据えた教員間での本学の将来像の共有を図る。
2. 学長のリーダーシップのもと、「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画」の達成に向けて、教員同士で連携をしながら意欲的かつ組織的に取り組む3 新たに設けられた IR 委員会により教育研究活動に関する情報の収集・分析を本学の教育研究活動の向上・充実に活用していく体制を構築する。